

平成24年 第61回定例会

# あわらし議会会議録

平成24年6月8日 開会

平成24年6月25日 閉会

あわらし議会

平成24年 第61回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号(6月8日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	2
事務局職員出席者	2
議長開会宣告	3
市長招集挨拶	3
開議の宣告	4
諸般の報告	4
行政報告	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
議案第52号の上程・提案理由説明	12
議案第53号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	12
議案第54号の上程・提案理由説明	13
議案第55号の上程・提案理由説明	14
議案第56号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	14
議案第57号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	15
議案第58号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	16
議案第59号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	17
議案第60号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	17
陳情第2号の上程・委員会付託	18
あわらし市選挙管理委員会委員の選挙	18
あわらし市選挙管理委員会委員補充員の選挙	19
散会の宣言	20
署名議員	20

第 2 号(6月13日)

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
地方自治法第121条により出席した者	22
事務局職員出席者	22
開議の宣告	23
会議録署名議員の指名	23
一般質問	23

吉田太一君	23
一般質問	29
森之嗣君	29
一般質問	34
八木秀雄君	34
一般質問	40
宮崎修君	40
一般質問	49
山田重喜君	49
一般質問	53
牧田孝男君	53
一般質問	60
卯目ひろみ君	60
一般質問	64
山川知一郎君	64
散会の宣言	74
署名議員	75

### 第 3 号 ( 6 月 2 5 日 )

議事日程	76
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	77
事務局職員出席者	77
開議の宣告	78
会議録署名議員の指名	78
議案第 5 6 号から議案第 5 9 号、陳情第 2 号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	78
議案第 6 1 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	86
発議第 4 号の趣旨説明・質疑・討論・採決	87
発議第 5 号の趣旨説明・質疑・討論・採決	88
常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件	89
閉議の宣告	90
市長閉会挨拶	90
議長閉会挨拶	91
閉会の宣告	91
署名議員	91

## 第 6 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成 2 4 年 6 月 8 日 ( 金 )

午前 9 時 3 0 分開議

- 1 . 開会の宣告
- 1 . 市長招集あいさつ
- 1 . 開議の宣告
- 1 . 諸般の報告
- 1 . 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5 2 号 専決処分の報告について ( 損害賠償の額を定めることについて )
- 日程第 4 議案第 5 3 号 専決処分の承認を求めることについて ( 平成 2 4 年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) )
- 日程第 5 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 日程第 8 議案第 5 7 号 あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 5 9 号 福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 1 1 議案第 6 0 号 あわら市監査委員の選任について
- 日程第 1 2 陳情第 2 号 停止中原発の運転再開を拙速に進めず、早急に「脱原発プログラム」を策定するように求める陳情書
- 日程第 1 3 あわら市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 1 4 あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙

( 散 会 )

---

出席議員（16名）

1番	吉田太一	3番	杉本隆洋
4番	山田重喜	5番	三上薫
6番	八木秀雄	7番	笹原幸信
8番	山川知一郎	9番	北島登
10番	向山信博	11番	坪田正武
12番	丸谷浩二	13番	牧田孝男
14番	卯目ひろみ	15番	宮崎修
16番	山川豊	17番	東川継央

欠席議員（2名）

2番	森之嗣	18番	杉田剛
----	-----	-----	-----

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 議長開会宣告

議長(向山信博君) ただいまから、第61回あわら市議会定例会を開会いたします。  
(午前9時30分)

---

### 市長招集挨拶

議長(向山信博君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 第61回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、一昨日、寛仁親王殿下がご逝去されました。気さくなお人柄で、ひげの殿下として国民から深く敬慕され、障害者の福祉やスポーツの振興にご活躍いただいていたところであり、誠に痛惜の思いに耐えられません。市民を代表しまして、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、5月18日に新潟県妙高市において同市と災害時相互応援協定を締結いたしました。これは、あわら市が災害時相互応援協定を締結している自治体が、福井県、県内各市町及び隣接する加賀市、小松市のほかは姉妹都市の高知県香美市のみであったこと、また、東日本大震災では被害が広範囲に及び近隣市町間の協定が有効に機能しなかったことから比較的遠方の自治体との協定が必要であると考えていたところ、北信越市長会を通じて縁がありました同市と締結に至ったものであります。

妙高市と本市は、人口も同程度であり、温泉街を有していること、また高速道路のインターチェンジからの距離も近いなど共通点も多いことから、災害時には同じような問題が発生することも予測され、万一の際には物資の提供や職員の派遣など互いに助け合うことを協約いたしました。

市といたしましては、大きな災害に備えるため今後、こうした比較的遠方の市との災害時相互応援協定の締結も進めて参りたいと考えております。

次に、先月から今月にかけて、森のアートフェスタ、トリムマラソン、そして、あわら湯けむりごっつおまつりに、みどりと花の県民運動と、大きなイベントが続きました。詳細につきましては後ほどの行政報告で報告いたしますが、いずれも好天に恵まれ、議員各位をはじめ市内外から多くの方々にご参加いただき、成功裡に終えることができました。イベントにご協力いただきました皆様に、この場をお借りしまして、心から感謝を申し上げます。

この後も引き続き、6月16日から24日まで花菖蒲祭りが開催されますので、是非大勢のお客様にご来場いただくことを願っております。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分に関するもの1議案、専決処分の承認に関するもの1議案、繰越計算書の報告に関するもの2議案、補正予算に関するもの1議案、条例の改正に関するもの1議案、一部事務組合の規約の変更に関するもの1議案、広域連合の規約の変更に関するもの1議案、人事に関するもの1議案の計9議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

#### 開議の宣告

議長（向山信博君） 本日、ただいまの出席議員数は、15名であります。森 之嗣君、杉田 剛君は欠席、北島 登君は遅刻の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（道地菊代君） 諸般の報告をいたします。

平成24年5月7日招集の第60回あわらし議会臨時会において議決されました議案につきましては、5月7日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあります陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案9件、陳情1件、選挙2件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

議長（向山信博君） 次に広域連合及び一部事務組合の議会報告を関係議員にさせていただきます。

はじめに、三国あわらし斎苑組合議会について、1番、吉田太一君、お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 三国あわらし斎苑組合議会の概要について報告をさせていただきます。

3月5日、あわらし市議場において平成24年第2回三国あわらし斎苑組合議会臨時会が開催され、議案2件が上程されました。

まず、議案第6号、損害賠償の額を定めることについては、平成24年1月27

日に発生した自動車事故の損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号、平成23年度一般会計補正予算(第2号)については、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,359万9,000円とするものであります。内容は損害賠償金等を計上するものであります。

以上、2議案について慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め全員一致で原案通り可決いたしました。

なお、この臨時会をもちまして、三国あわら斎苑組合議会は、坂井地区の広域事務を統合するという形で坂井地区広域連合に移管しました。

以上、三国あわら斎苑組合議会の報告といたします。

議長(向山信博君) 次に、嶺北消防組合議会について、7番、笹原幸信君、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 嶺北消防組合議会の報告をいたします。

平成24年3月27日嶺北消防本部において24年度第1回定例会が開催されました。

議案第1号から議案第6号の6議案が上程されましたが、主なものについて報告いたします。

議案第2号、平成23年度一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ700万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を21億629万4,000円とするものです。

その内容は、簡易無線を144台とサイレン音付き拡声器36個を購入するための安全対策備品費予算301万7,000円です。東日本大震災において携帯電話が不通になり、消防団員に対する撤収の連絡が不可能となり、その結果、多数の消防団員が犠牲になったため、団員の生命身体の安全確保と住民の避難と救助体制の強化を図ることを目的としております。

それから、Jアラート整備事業に901万2,000円を計上しております。東日本大震災において、全国瞬時警報システム、Jアラートが市町村庁舎崩壊により活用できなかったことを踏まえ、情報伝達の多重化を図るために導入することです。地震等で震度4以上の場合受信した際には、自動で消防署や出場している消防車両に配信するという事です。ただし防災無線とは連動しておりません。

また、高規格救急車の購入費の減額や人件費等の減額により502万4,000円が減額をされているため、先ほど申し上げました700万5,000円が補正予算に計上されております。

次に、議案第3号、平成24年度一般会計予算についてですが、歳入歳出の予算の総額は25億1,900万円と定めるものです。



その主な内容は、高機能消防指令センター保守点検委託料、嶺北消防署移転改修工事実施設計費、防火水槽新設工事、高規格救急車及び水槽つき消防ポンプ車の購入費などが計上されております。

あわら市関係では、あわら消防署新築工事で5億6,841万円、あわら署外構工事で3,700万円及び備品購入費で1,170万円などが計上されております。

当初予算におけるあわら市の分担金は、あわら消防署の新築工事が計上されているため、10億8,394万7,000円と23年に比べ大幅な増額となっています。

そのほか、条例改正に関する議案4件、すべての議案とも賛成全員で原案どおり可決されました。

なお、坪田正武議員が一般質問を行っております。

以上、嶺北消防組合の報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会について、16番、山川 豊君、お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 16番、山川 豊君。

16番（山川 豊君） それでは、福井県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の報告をいたします。

平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会が3月の27日に福井の自治会館で開催をされました。

提案された議案は6議案でございます。

まず第1に平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、この件については、歳入歳出それぞれ4億9,082万3,000円と定めることで、平成23年度より3,580万円減額でございます。

また、次に第2の議案といたしましては、平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の予算でございます。この件につきましては、特別会計、総予算の歳入歳出それぞれ968億2,394万5,000円と定めることでございます。23年度よりは38億8,700万円の増額でございます。

次に、平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。この件については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,663万8,000円追加し955億8,644万6,000円とすることでございます。

次に4番目でございますけれども、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきましては、条例14条、15条、16条の改定で平成24年度保険料の軽減措置について、被扶養者であった被保険者に係る均等割額の9割軽減及び低所得者に係る均等割額の8.5割軽減を継続して実施することに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に5番目でございますけれども、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正でございます。これにつきましては、後期高齢

者医療制度臨時特例基金条例の一部改正が24年度保険料の軽減措置について、その財源について臨時基金を処分して補填するため所要の規定を整備することとございます。

最後に6番目の議題ですけれども、福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の改正について。広域計画は地方自治法第291条7で広域連合に作成が義務づけられており、平成19年に策定された福井県後期高齢者医療広域連合広域計画、第1次広域計画ですけれども、この計画期間5カ年が経過するため、第1次計画を補完する形で第2次計画を策定するものでございます。

趣旨としては、1次計画を2次計画に変更、状況と課題を新設する19年度の事務を削除します。そして広域計画の期間及び改定は平成24年度から平成28年度までの5年間とする、ただし平成28年度以前に新制度に移行した場合は新制度移行までの期間とする、ということで、この高齢者広域連合につきましても、国でもいろいろ取りざたされております廃止もしくは継続ということが、まだ五里霧中とございます。そういうことを踏まえて、後期高齢者の広域連合も非常に苦慮しているのが現状でございます。そういう形で、県としましては継続をしていきたいというような意向のように感じております。

そして、ただいま申し上げました議案につきましては、1、2号議案につきましては賛成多数で可決されました。後の議案につきましては全員賛成で可決されました。

以上、後期高齢者医療広域連合の報告とさせていただきます。

議長（向山信博君） 次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会について、5番、三上 薫君、お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 5番、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会報告をいたします。

去る3月29日午後3時より福井県自治会館2階多目的ホールにおいて、平成23年3月第153回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

上程された議案は平成23年度一般会計補正予算及び平成24年度一般会計予算のほか、条例の一部改正に関する2議案、規約の変更についての議案、監査委員の選任についての議案であり、全会一致で可決されました。

平成23年度一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ9,258万7,000円を減額し歳入歳出予算の総額は23億536万4,000円でした。あわら市の負担は3億7,404万8,000円でした。

また、24年度一般会計予算は歳入歳出それぞれ22億8,330万1,000円です。前年度と比較して1億7,884万円、率にして7.3%の減額となっております。この主な要因は、広域圏の共同利用システムが新システムへ移行したこと、最終処分場建設事業債の1件の起債償還が終了することなどによるものであります。

その他の議案として、次の4点がありました。

1、福井坂井地区広域市町村圏事務組合電子計算組織の管理運営及び個人情報の保護に関する条例の一部改正について。この改正は、電子計算組織に関する事務から福井市が外れたことを受け、保護の対象となる住民をあわら市、坂井市、永平寺町とするものであります。

2、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について。この改正は、平成24年4月1日付の事務局の機構改革等に伴う職員減に合わせて職員定数を44人から26人に見直すものであります。

3、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について。福井県市町総合事務組合の規約の変更を行うものであります。

4、監査委員の選任について。これは、本組合監査委員のうち構成市町の識見を有する監査委員の欠員を補充するため、永平寺町の監査委員小山和男氏を選任する案が提出され議会の同意が求められたものでございます。

以上を審議し、原案どおり可決もしくは同意されました。

一般質問であります。福井市議会の下畑健二議員、坂井市議会の松本 朗議員から、いずれも東日本大震災被災地の瓦れき受け入れについての質問がございました。管理者は、できるだけ受け入れしたい意向ではあるが、国の責任の明確化、地元住民への理解、本施設の稼働状況による日程の調整等、多くの課題があり、慎重に検討するべきであるとの答弁がありました。

管理者東村新一福井市長の退職の件について、日程が追加され、平成24年3月31日をもって管理者の職を退職することについての議会の同意が求められ同意されました。副管理者坂井市長が関係市町の互選により平成24年4月1日から管理者に就任することになり、就任の挨拶がありました。

以上の通り報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、坂井地区広域連合議会について、17番、東川継央君、お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 17番、東川継央君。

17番（東川継央君） 4月1日より事務組合等の統合により新たに発足しました坂井地区広域連合議会の概要について報告をさせていただきます。

去る4月25日、坂井市議場において坂井地区広域連合議会臨時会が開催をされ、正副議長の選挙に始まり、発議3件、議案6件が上程されました。

まず、人事関係については、議長に坂井市の伊藤聖一議員、副議長にはあわら市の卯目ひろみ議員が選出をされました。

発議3件については、1件目は従来の坂井地区介護保険広域連合議会会議規則の一部改正を行い、その内容は名称変更であります。

2件目は広域連合議会の委員会規則の制定で、内容は総務環境常任委員会と介護保険常任委員会の2常任委員会で議会運営を行うもので、定数はいずれも9であり

ます。また、議会運営委員会は定数5であります。

委員会設置にあわせて正副委員長の互選も行っております。あわら市関係では、総務環境常任委員会には、山川知一郎議員、卯目議員、東川、杉田議員の4名。介護保険常任委員会は杉本議員、北島議員、牧田議員の3名が所属をしております。正副委員長については、総務環境常任委員会は委員長に山川知一郎議員、副委員長に坂井市の上出純宏議員が選出をされ、介護保険常任委員会は委員長に坂井市の東野栄治議員、副委員長に杉本隆洋議員が選出をされました。また、議会運営委員会は委員長に東川、副委員長に坂井市の田中哲治議員が就任をしました。

3件目は傍聴規則の一部改正で、内容は名称変更であります。

次に、議案6件については、専決処分の承認を求めるものについて4件、条例の一部を改正する条例の制定について1件、監査委員の選任について1件であります。

専決処分4件のうち1件目は、平成23年度坂井地区介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)で、4月1日より坂井地区広域連合がスタートするために組織整備経費を専決したものであります。歳入歳出それぞれ274万円を追加し、総額4,684万7,000円とするものであります。電話の増設やホームページ等の修正費用であります。

2件目は、平成23年度坂井地区介護保険広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号)で、介護報酬改定に伴うシステム改修事業について、その予算の補正及び繰越明許を行う専決であります。予算は、総額90億7,340万5,000円は変更なく、財源更正を行い、国の補助金347万7,000円が確定したことに伴い、両市の負担金を同額、減額するものであります。また、繰越明許については、システム改修事業992万3,000円を国の法改正が遅れたため、24年度に繰り越すものであります。

3件目は、平成24年度坂井地区広域連合の一般会計補正予算で、24年度の当初予算は介護保険広域連合で既に当初予算ができているため、その当初予算に他の斎苑組合、環境衛生組合や水道用水組合の予算を組み入れるものであります。2億4,600万7,000円を追加し2億8,884万5,000円とするものです。特に目新しいものについては、斎苑組合関係で、霊柩車の運行について、見解の相違により許可を取り直す必要があることから、許可を取るまでの間、業者より霊柩車を借上げるため、その費用160万円が計上してあります。環境衛生組合関係では、20年後に移管されるということで、PFI事業モニタリングの委託料等が計上されています。そのほかは通常経費であります。

介護保険特別会計補正予算は、11万3,000円を追加し、94億1,799万1,000円とするもので、内容は坂井市から職員1名が追加派遣されることに伴うシステムハードウェア借上料であります。また、代官山墓地特別会計予算については、歳入歳出それぞれ413万円と定めるものであります。

4件目は、坂井地区共同処理事務の合理化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例ほか13件の条例制定であります。これは統合に伴う条例の整

備であります。

条例の改正関係については、代官山斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、これは住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴う条例の文言等の変更であります。

最後に、議会選出の監査委員の選任で、坂井市の前田嘉彦議員が選出をされております。

以上、慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、一部賛成多数ですが、ほとんど全会一致で原案通り承認及び可決いたしました。

以上、坂井地区広域連合議会の報告といたします。

---

### 行政報告

議長（向山信博君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

はじめに市民福祉部関係でございますが、市民生活課所管では、本年4月から運行を開始しました乗合タクシーの運行状況について申し上げます。

現在、停留所の数は264カ所で、乗車予定日の1週間前から1時間前までの電話予約により平日の午前8時から午後5時まで運行しております。5月末での登録者数は1,750人で、1日平均57人にご利用いただいておりますが、5月25日には100人を超すなど、運行開始時に比べ順調に増加をしております。今後、さらに利用者を増やすため、皆様のご意見をお聞きしながら、より利用しやすいシステムとなるよう見直しをしたいと考えております。

次に経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、6月2日と3日に、あわら湯けむりごっつおまつりを開催しました。幸い両日とも天候にも恵まれたこともあり、県内外から2日間で約1万1,500人のご来場をいただき、大盛況のうち幕を閉じることができました。近年注目を集めるB級ご当地グルメですが、B1グランプリにおいてゴールドグランプリを受賞した岡山県のひるぜん焼きそばと静岡県の富士宮やきそばを含む愛Bリーグ所属の6団体に加え、あわら市の温泉ピッツァなど県内ご当地グルメ8団体を合わせた14団体による食の競演は県内外から大いに注目を集めました。なお、このイベントに合わせ、屋台村の全ての店舗が昼間も営業を行い、多くの人で賑わいました。

また、6月2日には伝統芸能館で同時開催しました桂小枝独演会は、午前と午後の2回で96席限定でしたが、全席完売となるなど、今回のイベントは、湯のまち広場のグランドオープンを大いにPRできたものと考えております。

農林水産課所管では、6月3日に金津創作の森において、第2回みどりと花の県民運動大会inあわら市を県とともに開催しました。式典に続き、緑の少年団を先頭に参加者全員でアジサイやツツジなどの苗木を植栽するなど、緑の森の中でのな

ごやかな雰囲気の大会となりました。NHK「趣味の園芸」でおなじみの園芸研究家矢澤秀成氏による講演会、花の寄せ植え講座、北潟国有林での実践ツアーなども行われ、来場された約1,000人の方々にあわらの自然を満喫していただきました。このほか、金津ジャズ倶楽部による演奏、芦原温泉芸妓の踊りや地元特産物の販売なども行われ、楽しいイベントとなりました。

最後に教育委員会関係でございますが、スポーツ課所管では、5月20日に第9回あわら市トリムマラソンを開催いたしました。当日は、快晴に恵まれ、ランナーは沿道の声援を受け、新緑が美しい並木道や旧金津市街地を、思い思いのペースで、さわやかな汗を流しながら駆け抜けていただいたものと思っております。

今年は、過去最多の2,281名の参加申込があり、過去最多の2,172名が完走いたしました。また、10キロ種目には、今年の西宮神社の開門神事、福男選びで一番福を獲得したあわら市出身の福田裕矢氏をゲストランナーとして招待いたしました。レース後にはゴールするランナーを出迎え、握手や写真撮影等にも対応していただき、あわら市及び参加者に福をおすそ分けしていただきました。なお、恒例となっております芦原温泉旅館協同組合女将の会の方々がランナーに冷たいおしぼりを提供するサービスも大変好評でありました。今後も、スポーツと観光・文化との連携を図り、あわら市の特性を活かしたトリムマラソンにして参りたいと考えております。

文化学習課所管の金津創作の森では、4月21日から6月17日までクラフトデザインハートtoハート展を開催しております。日本クラフトデザイン協会会員及び北陸3県の作家100人が選りすぐりのクラフト作品を出展しています。展示品を実際に手に取って鑑賞した上で、気に入った作品を購入できるため、来場者の方々に大変好評を得ております。

また、5月12日と13日の両日、毎年恒例の森のアートフェスタを開催いたしました。アートフェスタは、新緑の森の中を散策を兼ねて店舗を回ることができるため人気が高く、今年は県内外から約1万5,000人が訪れ賑わいました。

以上で、行政報告を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（向山信博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月25日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

#### 議案第52号の上程・提案理由説明

議長(向山信博君) 日程第3、議案第52号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第52号、専決処分の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、都市公園内の樹木が倒れ車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、去る4月3日に吹き荒れた強風により田中温泉公園内の樹木が倒れ、隣接地に駐車してあった車両の前部を損傷させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、5月10日付で専決処分を行ったものであります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議長(向山信博君) 議案第52号、先決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)は、これをもって終結いたします。

---

#### 議案第53号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 日程第4、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号))を議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第53号、専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について、2億8,557万7,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,073万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成23年度の歳入不足額を補てんするための繰上充用金2億8,557万7,000円を計上するものであります。これに伴う歳入と

いたしまして、土地売払収入2億8,557万7,000円を計上いたしております。  
本年5月31日付で専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これから、討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 議案第53号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 議案第54号の上程・提案理由説明

議長（向山信博君） 日程第5、議案第54号、平成23年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第54号、平成23年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、繰越計算書に記載されておりますとおり、総務費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金192万7,000円、民生費で私立保育所施設整備事業1億1,624万6,000円など2事業1億3,190万1,000円、農林水産業費で、県営かんがい排水事業負担金3,041万8,000円など3事業4,725万2,000円、土木費で芦原温泉駅周辺整備事業1,100万円など2事業1,550万円、教育費で給食センター整備事業1億8,475万1,000円など2



事業1億9,598万6,000円の計10事業、3億9,256万6,000円を平成24年度への繰越額として決定したものであります。

これらの財源といたしましては、国県支出金8,377万1,000円、地方債2億7,090万円及び一般財源3,789万5,000円を計上いたしております。

以上、ご報告いたします。

議長（向山信博君） 議案第54号、平成23年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終結いたします。

---

#### 議案第55号の上程・提案理由説明

議長（向山信博君） 日程第6、議案第55号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第55号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、あわら市公共下水道事業会計の資本的支出の建設改良費において、県事業の遅延に伴い、九頭竜川流域下水道事業建設負担金507万6,000円を平成24年度に予算繰越しするものであります。

この財源といたしましては、既収入特定財源59万円、企業債400万円、損益勘定留保資金48万6,000円を計上いたしております。

以上、ご報告いたします。

議長（向山信博君） 議案第55号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、これをもって終結いたします。

---

#### 議案第56号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第7、議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、5,373万7,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億2,628万9,000円とするものであります。

歳出の主なものからご説明いたします。

まず、総務費では、企画費でコミュニティ助成事業補助金250万円、防犯対策

費で防犯灯設置事業補助金 1 4 4 万 3, 0 0 0 円などを計上いたしております。

民生費では、児童福祉施設費で芦原児童館活動事業補助金 1 0 4 万円を計上したほか、児童措置費で国の制度改正に伴い、子ども手当支給費 3 億 9, 3 4 5 万円について、同額を児童手当支給費に変更いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で企業的園芸確立事業補助金 2, 1 5 2 万 1, 0 0 0 円、園芸産地総合支援事業補助金 1 8 3 万 9, 0 0 0 円、青年就農給付金 1 5 0 万円などを計上したほか、新農業人サポート事業補助金 1 4 1 万 8, 0 0 0 円を減額いたしております。

商工費では、観光費でにぎわいづくり基本計画策定委託料 1 3 0 万円を計上いたしております。

消防費では、常備消防費で嶺北消防組合負担金 2 9 8 万 3, 0 0 0 円、災害対策費でコミュニティ助成補助金 2 0 0 万円などを計上いたしております。

教育費では、学校管理費で金津小学校体育館屋根の防水に係る工事請負費 1, 1 0 0 万円、教育振興費で教材用備品購入費 1 4 1 万 1, 0 0 0 円、幼稚園費で臨時職員賃金 1 0 3 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、歳入であります。国庫支出金では、子ども手当負担金 2 億 9, 4 8 7 万 7, 0 0 0 円を減額する一方、児童手当負担金 2 億 7, 3 3 1 万 3, 0 0 0 円、児童手当準備事業費補助金 4 6 7 万 3, 0 0 0 円などを計上いたしております。

県支出金では、子ども手当負担金 4, 9 2 8 万 7, 0 0 0 円を減額する一方、児童手当負担金 6, 0 0 6 万 8, 0 0 0 円、企業的園芸確立支援事業補助金 1, 6 5 5 万 5, 0 0 0 円、新規就農総合支援事業補助金 1 5 0 万円、園芸産地総合支援事業補助金 1 4 1 万 5, 0 0 0 円、ふるさと創造プロジェクト事業補助金 1 5 0 万円などを計上いたしております。

このほか、前年度繰越金 3, 1 4 3 万 6, 0 0 0 円、諸収入では、コミュニティ助成事業補助金 4 5 0 万円、長寿社会づくりソフト事業交付金 1 0 0 万円を計上いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

(北島 登議員 入室)

議長(向山信博君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております。議案第 5 6 号、平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算(第 2 号)は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

議長（向山信博君） 日程第8、議案第57号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第57号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が本年7月9日に施行されることに伴い、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例、あわら市住民基本台帳カードの利用に関する条例、あわら市手数料条例の3条例について、一括して所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、外国人登録の文言の削除など用語の整理や項ずれの解消を行うほか、外国人登録原票の写し等の交付に係る手数料の規定を削除するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

#### 議案第58号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第9、議案第58号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第58号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務所について、事務の効率化を図るため、福井市のフェニックスプラザから本市笹岡の清掃センターへ移転することに伴い、同組合の規約について所要の変更を行うものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第58号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

議案第59号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第10、議案第59号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第59号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の改正等に伴い、同連合の規約について、外国人登録原票の文言を削除するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(向山信博君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

議案第60号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 日程第11、議案第60号、あわら市監査委員の選任についてを議題とします。

議長(向山信博君) 本案について提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第60号、あわら市監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現監査委員の高橋憲治氏が、本年6月22日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員として選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議長(向山信博君) 本案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これから、討論、採決に入ります。

議長(向山信博君) 討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、あわら市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長(向山信博君) 暫時休憩いたします。再開は10時45分とします。

(午前10時36分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

---

#### 陳情第2号の上程・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第12、陳情第2号、停止中原発の運転再開を拙速に進めず、早急に「脱原発プログラム」を策定するように求める陳情書を議題とします。

議長(向山信博君) ただいま議題となっております陳情第2号につきましては、総務文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### あわら市選挙管理委員会委員の選挙

議長(向山信博君) 日程第13、あわら市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

あらかじめご了承願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

議長(向山信博君) お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

議長(向山信博君) お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

あわら市選挙管理委員会委員には、中西喜美君、杉本 正君、小川 務君、西田実君、以上の方を指名します。

議長(向山信博君) お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を、あわら市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中西喜美君、杉本 正君、小川 務君、西田実君、以上の方があわら市選挙管理委員会委員に当選されました。

---

#### あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙

議長(向山信博君) 日程第14、あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

あらかじめご了承願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

議長(向山信博君) お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

議長(向山信博君) お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

あわら市選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名します。第1順位、関 秀親君、第2順位、徳丸健一君、第3順位、北嶋好勝君、第4順位、長谷川 巧君、以上の方を指名します。

議長（向山信博君） お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を、あわら市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、関 秀親君、第2順位、徳丸健一君、第3順位、北嶋好勝君、第4順位、長谷川 巧君、以上の方が順序のとおりあわら市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

#### 散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、6月13日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前10時50分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 6 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成 2 4 年 6 月 1 3 日 (水)

午前 9 時 3 0 分開議

1 . 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

( 散 会 )



---

出席議員（17名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央		

欠席議員（1名）

18番 杉田剛

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、17名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（向山信博君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（向山信博君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、1番吉田太一、一般質問をさせていただきます。

毎回定例議会ごとに一般質問を連続でさせていただいておりますが、今回も大きく分けて二つの質問をさせていただきます。

まず最初に、あわら市防災について。これは昨年6月議会でも質問をさせていただきました。

まず1点目、あわら市内の自主防災組織づくりの進捗状況についてお尋ねします。

2点目、各地区での防災資機材購入に対しての防災資機材等整備事業補助金制度についてです。

これも昨年6月の一般質問でも総務文教常任委員会でも決算委員会でも発言させていただきましたが、補助率、経費の50%、補助額1万5,000円から10万円までと現在もなっています。現在の補助金制度では、大きな区と小さな区と差がありません。経費の50%を補助することに異論はありませんが、上限10万円となると、経費20万円の10万補助と経費400万の10万円では補助率が大きく変わってきます。自主防災組織づくりを重要に考えておられる市長ですから、初期消火や救出救助、自主避難所への避難誘導などの災害初期において極めて重要な役割を果たす自主防衛組織づくりには、形だけの自主防災組織づくりを望んでいないはずで、防災資機材も重要です。

そこで、上限を撤廃し事業費割りで行うことが自主防災組織づくりには急務だと

私はと思いますが、市長はどのように考えておられますか。

3点目、市が平成20年度から進めてきた防災行政無線の整備も昨年度で全区で完了いたしました。防災無線は昨年の東北大震災でも避難誘導等に有効性が高く評価されました。市長は無線を有効に活用し、自主防災組織と二本立てにより災害に強いまちづくりを考え整備をされていますが、どこの地区が聞こえにくいとか、ハウリングをしているとか、職員はもちろん確認済みだとは思いますが、不具合な地域はありませんでしたか。

また、あってはならないことですが、いざというときに聞こえない、使えないのでは、意味がありません。4月13日、北朝鮮の人工衛星と称する長距離弾道ミサイル発射に備えた沖縄県内での訓練でJアラートがうまく作動しなかった地域もあるとのこと。あわら市内一斉に防災無線の訓練をしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

4点目、市民の避難所についてですが、区が指定する避難所について、災害時に各学校、公民館や公園、区民館などの避難所指定がありますが、各学校の耐震は既に完了しています。県内で一番早く市長は取り組みました。公民館も耐震に取り組んでいます。しかし区民館の耐震は行っていないと思いますが、いかがお考えかお聞かせ下さい。

市民の避難所になっているにもかかわらず、耐震の診断も行っていないことに大変不安を感じます。区民館は各区の所有物だから区が行うべきだとの考えもありますが、各区民も市民です。市民の安全を考える上でも耐震診断等を行政が行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市長のお考えをお聞かせ下さい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長。

総務部長(小坂康夫君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織作りの進捗状況についてですが、市では平成20年度から行政区単位での自主防災組織の設立に取り組んでおり、近日中に設立予定の1区を含め131区のうち72区で設立され、組織率は55.0%、人口比率では66.4%となります。なお、未設立区については、区長会を通じた依頼はもちろん、職員が区に出向いて役員会等の場をおかりして説明させていただくなどの積極的な取り組みを行い、一日も早くすべての区で設立されるよう推進して参りたいと考えております。

次に、防災資機材の整備に係る補助制度ですが、この制度は平成20年度に自主防災組織の設立及び育成を図ることを目的に創設し、平成22年度に一部改正を行い、設立時の補助金限度額を2倍にするなどし、現在の体系となりました。現在の内容は、設立時には補助率2分の1以内で補助金限度額10万円、2回目以降は補助率10分の3以内で補助金限度額3万円というふうになっております。

先に申し上げましたとおり、既に市内の半数を超える区において自主防災組織が

設立されており、この補助制度を活用し資機材等の整備も行っていただいております。その資機材の整備内容は、各組織の事情によりさまざまでございますが、議員ご指摘のとおり、整備する資機材の種類によっては組織により必要な量や大きさに違いがあり、その費用もそれらに応じて増減するものと思います。

しかしながら、半数以上の区が、既にこの制度を活用している現状を考えると、今この段階で再度、制度を変えることは、これから組織を設立し資機材の整備を行おうとする区との間で不公平が生じ混乱を招くことも懸念されます。このことから、自主防災組織が市内ほぼ全域で設立され、すべての組織が一度はこの制度を利用した後の段階で見直しを検討したいと考えております。

次に、防災行政無線の確認テストについてですが、防災行政無線は平成21年度から整備を始め、平成23年7月から市内全域の92カ所で運用を開始しております。当然、整備をした際には、音の届く範囲を現地調査しておりますが、一部地域からは、聞こえにくいとの声があることは承知いたしております。そうした地域につきましては現地での再調査も検討しております。

また、市では、災害に係る情報をいち早く確実に市民に届けるため、ほかの伝達手段のとして、防災メールの配信、ケーブルテレビによるテロップ放送、市ホームページでの情報掲載等も同時に行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、防災行政無線の訓練についてですが、議員ご指摘のとおり、先の北朝鮮のミサイル発射予告に対応した事前訓練において、沖縄県内の市町村でJアラートが起動せず、防災行政無線が鳴らなかった事例が報告されています。

Jアラートは国からの指令信号により自動的に起動するもので、これまで国による各自治体の起動テストの機会もあったわけですが、その放送内容が、震度5弱以上の大きな地震の発生といった内容のもので、テストと知らずに聞いた住民にパニックを引き起こす恐れがあることから、こうしたテストには参加しておりませんでした。

全国の多くの自治体も同じような対応をしていたわけですが、今回の沖縄県の事例を受け、市といたしましては、こうした懸念があっても実施すべきものと判断をしました。このため、今月28日に気象庁が全国一斉に実施するJアラートを通じた緊急地震速報の情報伝達訓練に参加し、市民の皆様にも十分周知を行った上で、市内全域で試験を実施したいと考えております。また、9月12日にも消防庁が実施する同様の試験に参加したいというふうに考えております。

次に、区民館等の耐震診断についてですが、避難所には、市が指定する拠点避難所と自主防災組織ごとに指定する自主避難所があります。自主避難所は、そのほとんどが各区の区民館や集落センターなどとなっております。議員ご指摘のとおり、市が指定する拠点避難所については、耐震診断を実施し、それに基づく耐震改修を行ってはおりますが、区の所有する区民館等については行われていないのが現状であります。

本来、区民館等は各区の所有する財産であり、その維持管理については各区で行

っていただくことが原則ではありますが、災害時に市民が最初に避難する場所であることを考慮しますと、行政として何らかの支援ができないか、今後検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 自主防災組織率が55%、昨年度と比べると、確かに数字を見ても増えてきていると思います。

それでは、自主防災組織設立後の動きについてお尋ねします。

設立後、訓練を行っている組織は全体の何パーセントでしょうか。組織したはいいが、区で訓練をしていないと、あってはならないことですが、いざというときに動けないと思います。実際、訓練をしていても、とっさのときには動けないと思いますが、毎年、区を挙げて訓練すべきだと思いますので、お伺いをいたします。

それと、防災資機材等整備事業補助金制度について、市長は市内ほぼ全域で設立され、すべての組織が、この制度を利用した後、見直しを検討したいと言われましたが、ほぼ全域とは131区の何区ぐらいと考えられておりますか。また、何年かけてと考えられておられますか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) お答えいたします。

1点目の訓練を行っている組織ですけれども、昨年度末で確か11から12組織というふうに記憶しておりますので、全体の20%程度が自主訓練を行っている。これらにつきましても、議員ご指摘のとおり自主防災組織設立だけが最終目標ではございませんので、今後、自主防災組織に働きかけながら自主訓練を行っていくよう、こちらも指導、要請をしていきたいというふうに考えております。

それと、ほぼ全域は、どれぐらいの区だというふうに考えているのかということですが、今、広報あわらにも載せてありますけれども、総務部の重点目標の中に、その組織を本年度は15組織目標に頑張るというふうに明記をしております。残りの60区ぐらいですと、毎年15区ずつですと4年ということになりますけれども、ここ3年ほどは17組織ぐらいずつ設立しておりますので、早ければ3年、遅くとも4年以内にはというふうに考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 是非とも訓練の必要性を市として指導していただきたいと思っております。

また、防災無線につきましては、あわら市は全域に設置されました。隣の坂井市は、坂井町、丸岡町、春江町は部分的で、全町は三国町だけだと認識しております。これを見ても、市長が市民の安全を一番に考えていることがわかります。しかし、

防災無線が聞きにくいところがあるのでは、余りよろしくないと思います。早急に改善を求めます。また、市が指定する拠点避難所については、区の所有する区民館等の耐震診断等の行政の支援を検討していただくことを強く要望をいたします。

続きまして2問目の質問に入ります。

通学路の安全についてお伺いをいたします。

まず1点目、小中学校の通学路の安全性は確保できているのか。

今年に入り、全国で児童の登下校の悲惨な事故が相次いで起こりました。集団登校しているところへ車が飛び込んでくる、こういった事故が多いのです。事故の報道で見ていると、確かに危険な通学路が多い。事故が起きる前になぜ見直しができなかったのか。私は常々言っていることですが、事故が起こってからでは遅いのです。事故が起こってからだれが責任をとれるのか。当然、運転者がとるべきですが、事故を起こさせないように工夫することもできるでしょう。

そこで行政として、できることもあると思います。当然、警察との協力も必要ですが、警察に働きかけることも、自治体としてできるはずですが、現在、登校時間帯だけ一方通行の規制をしている箇所もありますが、知らずに進入してくる車もあります。市民への周知、規制を関係機関、警察はもちろん交通指導員、見守り隊などに協力を求め、徹底的にやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

子供のことを一番に考えてほしい。児童、弱者を守るのは大人の責任、行政の責任ではないでしょうか。子供は国の宝、地域の宝です。

2点目、見守り隊の活動内容と隊員の人数及び隊員の研修は行っているのか。

これも以前にも質問をさせていただきましたが、見守り隊の研修は行っているのでしょうか。先ほども言いましたが、登下校の子供たちの事故で保護者が巻き込まれて亡くなっています。したがって、見守り隊の方も事故に巻き込まれ怪我をすることも考えられます。そのときの保険はどのようになっているのでしょうか。また、児童及び見守り隊の交通ルールの講習会、マナーの講習会などは行っているのでしょうか。交通ルールの勉強、マナーの勉強も大変重要だと思います。

3点目、ゾーン30の取り組みについて。

ゾーン30というのは、学校を中心として道路規制をするという取り組みです。制限速度を30kmに設定し歩道を広げる取り組みです。要するに車がスピードを出しにくくするための規制をかける取り組みです。これは、自治体だけではできませんが、警察と協力し学校を中心にゾーン30を取り入れて、子供たちの安全を確保していくことが大事だと思います。全国的に取り組み始めています。25年度からは、お隣の石川県もゾーン30を取り入れていくと発表されました。福井県も是非取り入れていくべきだと思いますし、あわら市が先頭に立って訴えていくべきだと思います。先月、あわら警察署に出向き、副署長、交通課長とも話しましたが、ゾーン30のことは知っており、地域の状況を考えながら今後検討していくと返答をいただきました。是非、あわら市も子供たちのために取り組んでほしいと思います。お考えをお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) お答えいたします。

4月23日、京都府において、同27日には千葉県と愛知県におきましても、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生いたしました。このことは、登下校の安全確保という観点から見て、余りにも悲惨で痛ましい事件であり、誠に残念でなりません。

さて、市内の各小中学校とも、通学路につきましても比較的安全で最短距離に近い道路を選んでおりますが、すべてにわたり安全とは言い切れません。このことから、PTA、学校、警察等で危険箇所を把握し、この結果に基づき危険な状況に合わせて関係機関への安全確保や改善の要望を実施しております。しかしながら、歩道の確保や道路幅員等、物理的に困難な場所もありますので、警察など関係機関と連携をとり、危険度の高いところから要望して参りたいと考えております。

次に、見守り隊についてのご質問にお答えいたします。

見守り隊は、各学校ごとに設けられており、主にPTA、学校関係者、区長、子ども110番の家、老人クラブ及び地域のお年寄りの方々に構成されています。平成23年度の登録者数は小学校で1,198人、中学校で244人となっております。その活動内容については、子供の登下校時の見守りや、付き添い等のほか、年度当初の活動促進会議や、警察を招いての研修会への参加等の活動を行っております。また、児童、生徒、保護者、教師等を含めた交通教室や不審者対応講習会も各学校ごとに開催しております。なお、保険につきましては、全国市長会の市民総合賠償保険に加入しております。

最後に、ゾーン30についてですが、福井県においても平成23年から生活道路におけるゾーン対策の更なる推進を図ることとし、各警察署において計画的なゾーン整備に努めているところであります。あわら市におきましても、あわら警察署と連携し、地域の状況を考え地域住民の同意を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 見守り隊の方々はボランティアの方なので、余り厳しいことを言うと集まらない危険性もありますが、ここはきちっとやるべきだと思いますので、再度お伺いいたします。

見守り隊の研修、交通教室ですね、参加者は何人ぐらいでしょうか。それと、交通教室、小学生は全学年やっているのでしょうか。中学校もやっているのでしょうか。年何回されているのかも再度、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

見守り隊の研修や講習会につきましては、警察署員を招きまして管区の情勢や、それから見守り隊としての注意すべきことなどにつきまして、年1、2回程度実施をいたしております。講習の参加者でございますが、799人の方に参加をいただいております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） ほかに2人の先輩議員が同じ質問をされますので、私の質問はここでとどめておきますが、先ほども言いましたが、子供は国の宝、地域の宝です。市長は子供たちの安全を一番に考え、あわら市内全小中学校の耐震補強を県内トップを切って行われました。これは高く評価するものであります。

子供の安全確保に更なる努力を要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

---

森 之嗣君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、2番、森 之嗣君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、森 之嗣君。

2番（森 之嗣君） 2番、森、真政会、通告順に従い一般質問させていただきます。

今回は北陸新幹線の敦賀延伸と金沢開業を見据えたまちづくりについて質問させていただきます。

北陸新幹線の敦賀までの延伸が近日中にも認可される見込みとなっており、福井県内でも建設に向けた取り組みがいよいよ本格化して参りました。昭和47年の北陸新幹線基本計画、昭和48年の整備計画の決定によって差し込んだ一筋の光明が実に40年という長い年月の間、幾度も消え入りそうになりながら、ようやく、このあわら市、そして福井県を明るく照らし出すまでに至りました。これまで実現に向けて知恵を絞り、汗を流してこられた先輩諸氏のご苦労とご努力を思うと頭の下がる思いでいっぱいでございます。

正式な開業は14年後の平成37年とも言われていますが、整備計画の決定から半世紀余りもの時を隔てて加越台地に、そして坂井平野に新幹線がようやく、その雄姿をあらわすこととなります。40年前、新幹線整備計画の決定に喜び、芦原温泉駅停車の実現にわいた当時の人々は、まさか実現まで半世紀もかかるとは夢にも思っていなかったに違いありません。正式着工が間近に迫った今、先人たちの熱い思いを考えると、これからその期待を現実へと結びつけていく私たちの責任は極めて重大であると言えます。

そこで市長にお尋ねをいたします。



北陸新幹線の敦賀延伸と、これに先行する平成26年度の金沢開業を前に、あわら市では、これまで駅東口や西口の駐車場、西口アクセス道路などの周辺整備などを行ってきました。また、本年度当初予算では、これら関連事業に加え、にぎわい交流広場の整備にかかわる工事請負費3,335万を計上し、福井県の北の玄関口として、機能面ばかりでなく、にぎわいの面でも充実を図ろうとしています。

ただ、これらの事業はいずれもハード部分に特化した事業ばかりです。道路をつくり、駐車場をつくり、広場をつくって、ああ、きれいになった、便利になった、市民の皆さんに、そう思っただけでも、もちろん重要です。しかしながら、それだけでは、まちを活性化する、にぎわいをつくると言えるはずはありません。道路や駐車場、広場を整備して、はい、おしまいで、それこそ仏つくって魂入れずを地でいくことになりかねません。

そうした事態に陥らないためにも、敦賀までの延伸決定を目前にした今、早急に地域資源を活用したソフトづくりに取り組む必要があります。

また、新幹線という、どうしても観光客などの交流人口の増加と経済効果にばかり目がいきがちです。ですが、それにも増して真に恩恵にあずかるべきは、毎日ここで暮らしている人たちであり、あわら市民であるはずで。

私は、以前の一般質問において、芦原温泉駅前の核となり、かつ市民が集える商業施設などの立地の必要性を申し上げてきました。そして新幹線の実現間近な今こそ、こうした施設の充実が必要であると思うのです。

先日の福井新聞で、大野市が2期目の中心市街地活性化基本計画の策定に取り組む旨の記事を目にいたしました。県内では、ほかにも福井市や越前市、敦賀市などで、この計画を策定し、国の支援を活用しながら市街地の活性化に取り組んでいると聞いています。この中心市街地活性化基本計画の策定と事業の実施を芦原温泉駅周辺において検討するのも一案ではないかと思えます。つまり、活用できるものは、できるだけ活用すべきではないでしょうか。また、北陸新幹線の金沢開業を見据えた沿線自治体の取り組みに対しては、福井県からもさまざまな支援が受けられると聞いております。

このような支援を視野に入れながら、これから極めて限られた時間内でハード、ソフト両面において、どのようににぎわいづくりを進めていくのか、その方針と将来の展望について、お答えください。

さて、新幹線が交流人口の増加の起爆剤なら、これに伴いJRから経営分離される並行在来線は地元の活力を維持するための重要な原動力であると思えます。北陸新幹線の正式認可には、あわら市をはじめ沿線自治体の経営分離に対する同意が要件となっており、市長は極めて早い段階で、これに同意する意向を示され、先般実際に同意書を提出されました。ただ、市として、これを受け入れた以上は、責任をもって並行在来線の維持運営に当たる必要があります。

先行する石川県や富山県では、沿線以外の自治体を含むすべての自治体に出資を求めて第3セクターを設立し、線路部分などの資産とともに上下一体方式で運営す

るとのことで、これに対応するため、石川県では20億円、富山県では五十数億円の第3セクター資本金に加え、それぞれ80億円余りの経営安定化基金を設置すると聞いております。

確かに上下一体方式は試算も運営も第3セクターが一元的に管理するため、一見効率的なように思えます。ただ、先行2件の例を見ればわかるように多額の資金が必要です。また、線路や駅舎などの資産の取得にもJRから応分の費用を求められることとなります。このため、資産を取得する必要はあるにしても、運営についてはノウハウのあるJRに委託する、いわゆる変則的な上下分離方式などを検討してもよいのではないのでしょうか。

並行在来線については、これから県内すべての自治体で考えるべき問題であるとは思いますが、その運営方法に関し、現時点における市長の考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 森議員のご質問にお答えいたします。

北陸新幹線を見据えたまちづくりは、あわら市の重要な政策であります。このため、これまで、社会資本整備総合交付金を活用しながら、平成19年度の東口駐車場の整備を皮切りに、西口アクセス道路や西口駐車場など、福井県の北の玄関口にふさわしい整備を重点的に進めて参りました。さらに、今年度は西口アクセス道路の延伸に加え、にぎわい交流広場の整備に着手することとしております。

ただ、これまではハード整備を中心に事業を進めて参りましたが、金沢開業が平成26年度末に迫り敦賀までの着工認可が目前となった現在では、ご指摘いただいたように、芦原温泉駅周辺や、このあわら市を魅力的なフィールドとするためのソフトの充実が重要となって参ります。

幸いにも、あわら市、特に金津地区には、歴史的、文化的な資源が多数存在し、県内外から高い評価をいただいております。まずは、これらの資源を活用したにぎわいづくり計画を策定し、ソフト及びハードの各事業に反映させたいと考えております。

この事業の実施に当たっては、今年度からスタートした福井県のふるさと創造プロジェクト補助金を活用する予定です。このふるさと創造プロジェクトは、あわら温泉のにぎわいづくりをテーマに実施していた市町振興プロジェクトの後継事業となるもので、事業費は最大でハードが1億4,000万円、ソフトが3,000万円となっております。今年度は、まず、芦原温泉駅周辺を対象地域として地元住民による計画策定委員会を立ち上げ、この事業で行うハード事業、さらには整備後に展開するソフト事業について検討していただき、にぎわいづくり計画としてまとめる予定であります。

事業のイメージとしては、にぎわい交流広場を拠点に、この広場と旧金津ショッ

ピングセンターを改修して整備する仮称生涯学習館を有機的に連携させ、これらを結ぶ表通りや裏通りに、金津の歴史や文化を効果的に見せる仕掛けを配しながら、市民や来訪者に散策の意欲をわかせる、滞留を促進させるような仕組みづくりを行いたいと考えております。

この事業の成否は、ハード整備後のソフト事業のあり方にかかっています。それには、市民の皆さんが積極的かつ継続的にまちづくりに関わっていただくための意識づけや体制づくりが重要なポイントとなることから、このことを十分に踏まえた上でにぎわいづくり計画策定委員会を運営して参りたいと考えております。

この計画策定に要する費用として、本定例会に150万円の一般会計補正予算を計上したところですが、お認めいただければ、早速委員の選任あるいは公募に取りかかり、7月中にも委員会を立ち上げたいと考えております。

一方、中心市街地活性化基本計画の策定と事業活用についてご提案をいただきましたが、あわら市では芦原温泉駅周辺整備を進めるに当たり、この中心市街地活性化基本計画をはじめ国の各種支援策を検討し、最終的に現在の社会資本整備総合交付金を選択した経緯がございますので、このまま同交付金を活用して事業を進めて参りたいと思っておりますのでご理解くださるようお願いいたします。

なお、これらの交付金以外に、福井県では、北陸新幹線の金沢開業をにらんで、今年度、観光まちなみ魅力アップ事業や新にぎわい商業ゾーン形成事業といった補助事業を創設いたしました。今後は福井県と連携を密にしながら、こうした補助事業の活用と展開にも取り組んで参りたいと考えております。

次に、並行在来線について申し上げます。

ご案内のように、北陸新幹線敦賀延伸の認可には、並行在来線がJRから経営分離されることについて、沿線自治体の同意を得ることが条件とされておりました。この件につきましては、去る5月11日付で国土交通省の鉄道局長から本市に対して意向照会があり、16日付でその同意書を提出したところであります。

ご指摘のように、並行在来線は、地域の活力を維持するための原動力であり、あわら市に欠かすことのできない重要な社会基盤となるものです。このため、並行在来線の運営については、JRからの経営分離後も、沿線自治体として責任を持ってこれに当たる必要があることから、議会とも十分に相談した上で同意書を提出したことは、ご案内のとおりであります。

しかしながら、並行在来線の運営については、石川県や富山県はもとより、先行する東北、九州などの例を見ても、これに当たる第3セクターは概して厳しい経営を強いられているようです。こうしたことを踏まえた上で、福井県では、近日中にも沿線市町や関係機関を交えた並行在来線対策協議会を設置し、第3セクターの経営形態や列車の運行形態、負担と支援などの具体的対応を協議するとしております。

最後に、第3セクターの運営方法に対する私の考え方ですが、上下一体方式か上下分離方式かといった問題も含め、詳細については、この協議会で検討されるべきものと考えますので、現時点における回答は差し控えさせていただきます。

ただ、認可が遅れたことによる数少ない利点の一つに、これから運行される石川県や富山県の例も含め、多くの並行在来線の先行例を検討できるということがあります。協議会では、こうした先行例の経営分析などが綿密に行われ、よりよい福井県方式が生み出されることを期待しております。

なお、並行在来線の経営分離に際しては、沿線自治体の負担が過大とならないよう配慮するという福井県の方針が示されております。並行在来線対策協議会では、経営形態や運行形態とともに、各市町の負担額も検討されると聞いておりますが、こうした協議の場においても本市の負担が過大にならないよう働きかけて参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、森 之嗣君。

2番（森 之嗣君） 再質問させていただきます。

まず、並行在来線に関しましては、ただいま市長がお答えいただいたとおり、あわら市の負担が過大にならないような形態、そして利用者が本当に利用しやすい形態の確立に最大限の努力をしていただきたいと思います。

また、最初のまちづくりに関する答弁では、市当局が北陸新幹線開業を見据えたまちづくりについて、いろいろな角度から検討されていることは、ある程度、理解させていただきます。今後の事業実施に当たっては、より一層の緊張感とスピード感を持って進めていただきたいと思います。

さて、ソフト面でのにぎわいづくりには、市民の力が不可欠であるということで、答弁のとおりだと思います。今回の基本計画づくりは、市が先行し、あるいは公募により選んだ地元住民の委員会が当たるとのことですが、市ではどのような階層の市民の参加を想定しているのでしょうか。

といいますのは、ソフト事業を企画し継続していくためには、どうしても若い人たちのアイデアや実行力が必要だと思うからです。このため、こうした委員会にも若い人たちをどんどん取り込んでいくべきではないでしょうか。現在検討中の委員会構成について、お答えください。

また、JR芦原温泉駅を福井県の北の玄関口、すなわち、あわら市、坂井市エリアの拠点駅としてとらえる場合は、設置する委員会以外にも、もう少し視野を広げた意見集約が必要になるのではないかと思います。こうした意見集約を、これからどのようにして行っていくのか、お答えください。

以上2点、お答えをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 今後のまちづくりのための委員会の構成のお尋ねだったと思いますが、特に今後、進めていこうと考えておりますいろんな事業につきましては、県の事業の条件というのがございます。その中に今、議員ご指摘のように若い世代の意見を集約するというのが一つ入っております。現在、この委員会については、

たしか20名程度の委員を今、考えていたと思いますが、各種団体代表以外にも公募による委員もごさいます。特にその条件といたしましては、非常に今回は際立った特徴であろうかと思えますけども、委員に占める40歳未満の方々の割合が40%以上というのが入っております。まさに、これは若い世代の感覚、あるいはものの考え方をまちづくりに生かすべきという発想からのものだと思っておりますので、当然、その条件に合致するような委員構成にして参りたいというふうに思っております。

あと、並行在来線に関するいろいろな運営のあり方について、より広い意見を求めるべきではないかというご指摘だったかと思えますが、これも運営協議会が今後ごさいますので、これはかなり幅広い地域、団体が入ってくるのではないのかなというふうに思えます。どうしても脚光を浴びるといいますか注目されますのは、新幹線の駅の設置予定の地域、自治体だと思えますが、しかし、これは沿線すべてにかかわって参りますし、考えようによっては沿線以外の福井県全体の自治体にとっての関心事でもあるわけであります。それも、この後できます協議会の中では、どういうメンバーが入ってくるか、まだわかりませんが、相当広い意見集約が行われることは、これは間違いないのではないかなというふうに思っております。あわら市といたしましても、その協議会の運営に沿って議論を進めていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) ただいまの市長の答弁からしますと、今回の委員会は若い力を存分に取り入れた組織にするということなので、その運営について大いに期待をしたいと思えます。

と同時に、会議の中身がくれぐれも市が作成した原案の説明、そしてそれを了承するといった形ででは終わらないように、また出された意見、アイデアに関しては、できるだけ間口を広げて対応していただき、委員会で十分議論しながら、よりよい計画づくりとソフトの運営につなげていただく要望をしておきたいと思えます。

基本計画の決定から半世紀を経て実現する北陸新幹線です。地元住民をはじめ市民の近隣に暮らす人々が実現して本当によかったと思えるような新幹線となり、芦原温泉駅となるよう、市当局には全力で、これに当たっていただくように重ねて要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

---

八木秀雄君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 通告順に従い、真政会、八木秀雄が一般質問を行います。

児童・生徒の安全確保について、お伺いをいたします。

きょうの新聞を見ますと、本荘小学校の校下の小学校の4年生の子が学校から帰った後に、恐らく友達のところ遊びに行くときに福井加賀線、そこで横断をするときに車と接触しまして頭を打って重傷であるという新聞がありました。本当に、先ほど教育長も言いましたように、安全教室は行っているということなんですけど、やはり子供のことで、本当にちょっとした魔が差したんですかね、不注意で、このような事故になっています。

そこで、きょうは、この登校時における児童・生徒の安全確保について一般質問をさせていただきます。

去る4月の23日に京都府亀岡市で児童と登校につき添っていた保護者の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故起きました、また4月の27日には千葉県、愛知県でも登校中に同じく痛ましい事故が続けて発生をしました。

警察庁のデータによりますと平成23年1月から12月までに全国で通学路、通学下校時に小学生の交通事故は2,655名の方がけがをし、そのうち11名の方が死亡しております。中学生は、けがが4,191名で、うち5名の方が死亡をしております。高校生は1万3,462名の方がけがをし、うち7名の方が死亡をしております。

死亡事故で命を落とされた方、けがをされた方、この人数には非常に驚きました。このような事故は今後、連鎖的に起きる可能性は十二分に起こると思います。通学路の安全も含め、学校の安全を確保することは、安心して児童・生徒が学習する上で当然のことであり、登校中の今回のような事故はあってはならないものです。

4月27日には閣議決定された学校安全の推進に関する計画を踏まえ、関係大臣と協力、連携し、学校の通学路の安全確保に全力を尽くすよう、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会、警察本部におかれても、各現場から意見、要望に対し協議し、通学路の安全確保に努めていただくようお願いいたしますとの文部科学大臣緊急メッセージも出ております。

当あわら市においても、登校時における児童・生徒の安全確保、通学路の緊急点検は一刻も早く緊急に行うべきと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

1点目は、学校は児童・生徒への安全教室を計画的に実施するとともに、日ごろから保護者、地域住民、警察との連携を密にし登下校時の巡回活動や見守りについて。

この質問内容を、もう少し詳しく言いますと、児童・生徒の安全教室は各学校、周りの環境、児童数も違うと思います。また学年別の指導方法もあると思いますので、特色ある学校の教室内容を伺いたいです。

次に、保護者、地域住民、警察の方は日ごろからどのようにかかわっていますか。また、どのように協力していただいていますか。特色のある登下校時のサポート活動を伺いたいです。

次に、安全教室の中で自転車、バス等で通学されている児童・生徒への指導方法はどのように行っていますか。また風の強い時、大雨、冬季の雪への対策、対応はいかがですか。特色ある指導している学校はありますか。

2点目、学校は毎年、学期始めに通学路の安全点検を実施し、危険箇所が発見された場合の対応について。

中身は、中学校2校、小学校10校がありますが、具体的にどのように安全点検をしていますか。また迅速に連携とり対応していると思いますが、対応の手順と昨年の対応実績を伺いたいです。

3点目、通学路の危険箇所がある場合、その数と具体的な箇所について、三つの点の質問をしたいと思います。

お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問でございますが、子供の安全対策は、まず、みずからの命はみずから守る、また、みずからが意識をもって行動するなど、意識を高めることにあります。

この意識づけをするため、あわら市内すべての小中学校においては、毎年4月から6月にかけて交通安全教室を年間計画に位置づけて実施しております。

特色と言えるような教室の内容は特にございませんが、小学校では、学年に応じて、歩き方教室や自転車の乗り方など実施内容を変えたり、保護者や地域のボランティアにも参加していただいたりと、内容の充実を図っているところでございます。また、中学校においては、バス通学生を対象とした乗り方、マナーの指導、強風や大雨、積雪等に対する自転車通学への注意指導等をその都度行っております。

なお、保護者、地域住民、警察署との関わりについてでございますが、地域ぐるみで子供たちの見守り活動を行う見守り隊の強化や、学校生活支援ボランティアによる安全指導の充実により、児童・生徒の安全確保や安心な登下校に努めているところであります。

2点目のご質問でございますが、通学路の安全点検につきましては、まず、小学校では、児童・生徒の下校の際に職員が随行をしており、その際に、あわせて危険箇所の発見に努めております。また、中学校では各地区委員会で通学路を点検して危険箇所の発見に努めております。

市といたしましても昨年度は金津小学校及び芦原中学校の通学路にLED防犯灯5基を設置し、児童・生徒の薄暮時の安全を図ってきたところであります。本年度も市内小学校4校の通学路に10基設置する予定であります。

次に3点目のご質問であります。通学路の危険箇所を過日、学校を通じて調査いたしました結果、全体では61カ所の危険箇所を把握いたしました。

その内訳は、小学校で52カ所、中学校で9カ所です。特に多かったのは

芦原小学校の2カ所で行っていただきました。主な内容といたしましては、車道と歩道の区別がない、歩道の幅員が児童・生徒の通行に十分でない、見通しが悪い、交通量が多い等でありました。

これらの対応といたしましては、通学路の変更、児童・生徒、保護者への注意喚起、保護者や地域住民による見守りや付き添いの強化、関係機関への道路環境等の改善要望をしております。

さらに昨日12日には県下一斉の安心通学路スクラム作戦日として、児童・生徒の登下校時間に合わせて警察、市交通指導員、教職員、市職員、PTA、見守り隊等により、運転者に向けた通学路における危険箇所での意識づけ及び子供に対する危険箇所での実地指導を実施したところであります。

市といたしましては、今後とも登下校時、あるいは帰宅後など、さまざまな場面を想定しながら、学校、警察、道路管理者等の関係機関と協働して通学路の安全点検や児童・生徒の安全確保の徹底を図って参りたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、1点目、2点目、3点目と教育長の方から答弁をいただいたんですけど、もう少し詳しく具体的に私は答弁していただきたいということをお願いしたんですけど、少し内容が私には十分まだ理解しておりませんので、私なりに調べた結果ですけど、特色ある教室、通学路の特色ある安全教室ということで幾つか私なりに聞き取り調査した結果、例えば細呂木小学校は5月に警察、見守り隊の方と意見交換を行うと。

それから、伊井小学校では、雨のときも必ず保護者がついて通学路を一緒に歩くと。親が車で乗せていくんじゃなくて、集団登校の意味をしっかりと理解して行っているということでございます。

また波松小学校を聞きましたら、PTAの方が細い路地のところに足跡マークをつけていると。そういうことで、子供たちに意識を高めるということでございます。

また、北潟小学校では、もう随分前からですけど、PTAが伝統的に安全坊やを30個作成しまして、危険各所に置いとくと。そして、その安全坊やが破損したりペンキがはげましたら、またPTAの方が塗りかえると、そういうことを安全教室の中で行っているということでございます。

また、吉崎小学校では、見守り隊の方に感謝の意としまして、サツマイモでお礼会を行うとか、また、新郷小学校は連絡帳で情報交換をします。また、田んぼ道が非常に多いということで、風が強いときは子供同士で手をつないで登校すると。また、卒業式には見回り隊に感謝式を行うということです。

最後に、芦原小学校ですけど、PTA生活委員会で毎年11回、地区懇談会で交通安全の取り組みを行っているということをお聞きしました。

そして今、教育長が言いました2番目、3番目のこともですけど、やはりもう少し



し具体的に詳しい、ここは答弁をいただきたいと思いました。これも市内の学校の通学路の危険箇所を聞き取り調査しました。

例えば、芦原小学校、芦鶴区2班4班の児童が市道舟津2号線と国道305号線の横断歩道のない交差点を横断する。ここは本当に非常に危険でございます。

次に、西温泉区1班2班の児童が市道布目温泉線を通りますが、安全柵内に北電の電柱が何力所があり、雨の日は傘を差しますので、どうしても車道に飛び出して歩行しなければならないということの聞き取り調査をしました。また、近くの旅館に通学路に車が通って危険であるということと、通学路に垣根が出ていまして、それも歩道を歩くのに非常に困難であるということでございます。

また芦原小学校の3番目の田中々区の児童は、県道福井加賀線を芦原小学校へ一直線に通学します。田中々区を出て約80mは、特に歩道の幅が70センチと狭く過去に車の風圧、西風の強い気象時に1.2mの田んぼに落ちたという話を聞きました。これも三国土木の方に協力を得まして減速マークを表示しましたが、あまり効果がないということでございます。

次に、本荘小学校校区内では、玉木下番区の児童は、県道三国金津線の信号機のある下番蔵間交差点を通り抜けをしなければならない。しかし、一部歩道がないために、近くの民家の協力を得て庭を通り県道に渡る。本当に市民のありがたいご協力のことだと思います。しかし、歩道から福井加賀線に出たときに、ここも歩道がないということで、非常に危険なところがございます。

また、中番地区内では県道三国金津線の歩道は通学路であります。歩道に電柱があったり、歩道が凹凸や穴があいていて、低学年の子の靴が穴の中に入ってけがをしたという事例も、たくさんございます。

次に、伊井小学校区内では、南稲越の児童が市道南稲越線を通学路にしていますが、一部歩道がありません。特に竹田川の橋と、其の先、南稲越に至る道は非常に道の歩道の幅も狭く、通勤の車がよく通ります。そして、また高嶋技研会社前の横断歩道の白線が薄くなり、以前から指摘をされております。

また、伊井小学校区で桑原区の児童、市道235、237線では一部の歩道がなく、清間神社の前の交差点が工業団地へ通勤する車で非常に危険であると。特に伊井小学校区内では交通量が激しく危険箇所が多いということがわかりました。

以上のようにご説明させていただきました。このことについて今、私が説明しまして、改めて教育長、どのように思われましたか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 八木議員の大変きめ細かな調査、感服いたしております。また、私どもの方へ、各学校から報告が上がっています。または見ているものの中に含まれております。ただ、今、一つ一つは申し上げませんでした。これら、できることから関係機関へ要望していきたいというふうに思っております。

私自身も歯がゆく思っておりますが、教育委員会には道路を直す予算はございま

せん。これは、それぞれの所管するところへ各学校、またはPTA保護者と連携して要望活動をさせていただいているところでございます。それも、相手も県もあれば国もあるというような状況でございますので、それらにお願いしていくという形でございます。ご指摘、直してくれるのを待っていたんでは、なかなか守れませんので、教育委員会としては、先ほど申しましたように子供たちの安全意識を高めていく努力、または、そういう意識を高める教育をしていくと。後は、たくさんのお見守りの方にご協力いただいて、運転者に注意を促していくというふうなことを自助努力していくべきだという思いでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) やはり、京都府の亀岡市で起きましたこの事故が、本当に文部科学省を動かしたということで、それから教育長もご存じだと思いますけど、福井県を通じて、あわら市の教育委員会に何通も通達、依頼書が届いております。私も、それを検証させていただきました。本当に緊急を要するというので、例えば文部科学省が8月の末までに調査表を出してくれと。危険箇所の調査表、数、その対応を出してくださいというような内容も来ていると思います。

しかし、福井県は、そんな8月まで待っていたら、これはまた事故が起きる可能性も十分あるということで、福井県独自の調査表が出てるのも、教育長、ご存じではないかと思えます。私が見る限りでは、6月12日までに、その件数とか危険箇所、対応、そういうものをデータを出しなさいということで、もう出していると思います。それぐらい今、子供には安心安全で、そして学校でしっかりと学習してくると。下校時も通学路を歩いて帰ります。学校側も1人で帰らせない、例えば1年生の授業を2年生と一緒にしたりとか、いろんな対応をして、本当にもう私、この聞き取り調査をしたときに学校側は本当に何とか事故を起こしたらならない、けがをさせたらあかんとか、私なりによくわかりました。

教育長、県も今、もう何とかこういう事態にならないように、私の最初の文章で前置きで言いました。県とか教育委員会、国、すべてが連携をとって、もうやること、できることをやりなさいと。今、教育長が私の教育委員会は予算を持ってませんというようなお話を聞きました。しかし、これはやはり、あわら市のこの行政の中で、やっぱり連携を組んで、事故のないように何とか福井県で、本当にあわら市が見本になるような、そういうような僕は対応。先ほど教育長は言いました。できることからやりますということでございますので、是非期待をしています。

もう1度、教育長のそのことの安全対策、これについて意気込みをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今、八木議員の方からおっしゃられました1年生の子供だけ

で帰すんじゃなく、上級生が授業を終わるまでと。これは既に何年も前から私どもの方から学校へ、子供の安全の確保についてお願いして進めてきた結果、それぞれの学校が自分たちの学校の中で、できることをやっていただいておりますので、きのう、きょう始まったことではございません。

また、今、ご指摘ありましたように、教育委員会といたしましても、今ほど申しましたように、待っていてもできないので、できることをやりたい。そのために、たくさんの人を巻き込んで、地域の方をお願いして、子供たちを守るように今、各学校へ指示しているところでございますし、また昨日は県下一斉、緊急に交通安全点検なり指導をさせていただいたところでございます。何もないがしろにしているわけではありません。今後とも、最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 質問は終わります。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。再開時刻は11時ちょうどといたします。

(午前10時50分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

宮崎 修君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 通告のとおり一般質問をさせていただきます。

先ほどから全国的に関心の高い事項でございますので、2人の議員が質問されました。多少、同じような点が出てきますけれども、ご了承いただきたいと思います。

登下校中の子供たちを襲うという痛ましい交通事故が相次いでいます。あわら市においても通学路の安全確保を急がなければなりません。なぜなら、改善を必要とする歩道が少なからずあるからでございます。子供たちを守るためには、危険箇所の解消は、もう待たなしてでございます。ともあれ、きょうまで本当に何事もなかったことが本当に救いであります。以前、私はこの場で通学路の安全をどう守っていくのかという内容の質問をさせていただきましたが、なかなか難しい、厳しい壁がございます。

まず1点目でございますけれども県道、特に県道芦原温泉駅停車場線、金津小学校の近辺、前のとおりでございます。それと、芦原丸岡線、本荘小学校の、この県道2路線はスクールゾーンの範囲に入っているにもかかわらず、その歩道は、先ほど話がありましたように、高低差があり幅員が狭い上、電柱が歩行者の障害にな

っております。通学路としてだけでなく、生活道路としても、いまだに歩道としての機能が損なわれている状態でございます。ここで伺いをいたします。この道路は県道で、車道も狭い上、交通量もそこそこ多く、住宅や店舗等が密集しており、大変難しいことは承知の上で、あえて伺いをいたします。

電柱の民地への移設は、なぜ進展しないのか。歩道の段差の解消のために、どのような努力をされたのか。交通弱者と言われる子供たちや高齢者、そして障害のある方々にとっても、住みなれたこのまちで安全で安心して暮らせるように関係機関との連携をとり、今こそ改善策を講じるときだと思いますが、これは行政の仕事であると、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

2番目、歩道と車道の区別のない通学路の対応は、どうなっているのか。どのような改善策を考えているのか、伺いをいたします。

3番目は、先ほどの答弁でもありましたけれども、県下一斉に昨日、通学路の点検をされたということでございます。大人の目線と子供の目線では違いがございます。子供にとっては軽自動車であれ、普通自動車であれ、本当に恐ろしい存在ではなからうかと思えます。これは近くを通った場合ですね。子供の目線での通学路の総点検について、文科省は、先ほども文科省の話、ございましたけれども、これは公明党は、この1年の交通事故によって緊急提言を行いました。それを受けて、文科省は国交省、また警察庁とともに、通学路での事故の再発防止に向けた対応を協議し、先月の30日に全国の自治体に対して通学路の交通安全の確保の徹底についての通知がなされております。

そこで伺いをいたします。スクールゾーンの設定の現状について、市内には何カ所あるのか、またその表示は、どのようにされているのか。スクールゾーンを設定するのに、どのような基準があるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 宮崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の対応、取り組み状況でございますが、金津小学校の通学路になっております県道芦原温泉停車場線や芦原丸岡線につきましては、安全安心エリアに指定された十日交差点から東側につきましては、県の施工により歩道段差解消の工事が完了してございます。

しかしながら、指定地域以外につきましては、電柱の移設につきましても住宅密集地域で、移設場所の確保が困難なことや、電線類が屋根の上や軒先のすぐ先を通過することなどから、移設が大変困難で、進捗しない状況でございます。

今後とも地元の理解、協力を得ながら、道路管理者である三国土木事務所に対しまして要望していきたいと考えております。

また、本荘小学校の通学路になっている県道三国金津線につきましても、住宅が密集しており、歩道整備、電柱移転とも整備が進捗してございません。

なお、これまでの取り組みといたしましては、特に危険と思われるえちぜん鉄道の踏切につきましては、新たに歩道を設置いただきまして、安全安心の確保に努めたところであります。この路線についても地元の協力をいただきながら、引き続き安全な通学路の確保のために三国土木事務所に対しまして要望を続けていきたいと考えております。

なお、歩道と車道の区別のない通学路の対応以降のご質問につきましては、教育部長が答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) それでは、2点目、3点目につきまして、お答えをさせていただきます。

歩道と車道の区別のない通学路の対応につきましては、先の吉田議員のご質問にお答えいたしましたとおり、歩道の設置や道路幅員の拡幅要望などを、道路管理者、警察などに、そういった関係機関に対して要望して参りたいと考えております。

また、3点目の危険箇所の安全対策につきましても、八木議員のご質問にお答えいたしましたとおり、関係機関などへの道路環境の改善を依頼するとともに、児童・生徒、それから保護者への注意の喚起、また見守りやつき添いの強化などをいたしております。

なお、スクールゾーンにつきましては、芦原小学校、本荘小学校、新郷小学校、金津小学校、金津中学校、伊井小学校、金津東小学校の7カ所に設定されております。統一された表示ではございませんが、スクールゾーンの立て看板、あるいは30kmの速度制限の看板が設置されている状況でございます。

なお、基準でございますが、これはそれぞれの要望に基づき警察署、公安委員会ですが、許可していただけるわけですが、これにつきましては当然、地域住民の方の同意等も必要でございますので、そういう交通規制がかかるということで、そういった同意書も必要の中で設定されていくものでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) ただいまの答弁、そのとおりだと思います。

そこで、まず1点目、ちょっと不謹慎かもしれませんが、このような今回のいろんな交通事故で関心が非常に高いときでございます。これは、まあ言えば、本当にチャンスととらえるのか、本当に強い要望といたしますか、そういうのを、やっぱり県に対して、しっかりと訴えていただきたいなど。また、そのために、やっぱり地域住民、また区長をはじめ学校の先生は当然のことでございますけれども、警察も一緒です。また老人会とか、そういう団体からも、やっぱり物事を成就するための段取りといたしますか、そういうのをきちんと行政指導でやるべきでないのかなと思いますので、訴えておきます。

2番目ですけれども、歩道の車道の区別でございます。今ほど、まあ言えばいろいろ説明、答弁ありましたけれども、白線を1本引くだけで、歩道の部分を、それだけで、やっぱり子供たちは、そこからはみ出ないようにと思いますけれども、白線がない通学路というのは、本当に、そこを車が通らなければいいんですけれども、やっぱり車が行き来するということであれば、規制をするといえますか、30km制限にしようと車が通れば、もう子供たちは、ものすごい不安なんですね。だから、子供の目線というのは大事なんです。もう本当、ちょっとした、ふざけとまでいなくても、ちょっとした言葉を交わしながら歩いている中で、ちょっと横に出ることなんていうのは、しょっちゅうあるものですから、やはり、その点、しっかり車も、車道と、こっちは歩道なんやという意識を持たせるためにも、白線を1本引くということが大事でないのかなと思います。

また、交差点から入った入り口には、やっぱり、次の質問、3番目にもかかわりますけれども、スクールゾーンの表示というのは、看板なんていうのは、本当に見落としやすいんですね。地元の人ばかりが通るわけではございませんので。やはり下の道路に、いろんなスクールゾーンの中ですよ、気をつけてくださいよというドライバーに対する信号といえますか、そういうものが不要でないのかなと、このように思いますけれども、その点、いかがでございましょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 議員、ご指摘の点でございますが、ちょっと失礼な言い方とお断りいただきましたが、事故をチャンスというような言い方をされましたが、非常識と思われませんが、これ、今、世間の皆さんが非常に注目しておられるということで、文科省も全県下へ一様、子供の通学路の安全を確保せよという通知を出しておりますし、また警察も比較的協力的というふうな形でございますので、この時期に今、ご指摘されましたように、もし許されるのであれば、今までできなかったことを少しでも前へ進めていただくよう、強力にお願いしていきたいというふうに私は思っております。

そして、先ほど八木議員にお答えしましたように、やっぱり子供たちの、いわゆる登下校中の意識を高める。よそ見をしないで、登校するにしても集団登校で先頭の上級生について、むだ話をしながら、下を向いて、ただついて歩くだけでなく、やはり前を見て、きちっと登校する、周りを見ながら登校するという、登校中に自分の目で安全を確かめるというふうな意識づけを、意識を高めていきたいというふうに思っておりますし、また今後、さらに教育委員会としては、また市全体としてお願いしていきたいと思っておりますのが、この痛ましい事故、事件はすべて私に言わせれば運転者のマナーや責任だと、私は思います。子供たちは、まじめにきちっと歩道や道路を、右端の方をきちっと並んで歩いているところへ、それも突っ込んでいくと。普通にゆっくり、道路は子供が通っているということだから、ゆっくりスムーズに真っすぐ走っていただければ、ぶつからないものが、なぜ子供の列に突っ

込むかということは、やはりこれは運転者の責任もあるかと思しますので、是非市を挙げて運転者のマナーや意識を高めるといった活動を今後、皆様のご協力をいただいで、声を大にしていきたいなど。

今は、何か弱者、できないことを無理やり強制されているような部分もございしますので、できることはしますが、先ほど議員もご指摘されたように、壁があって、なかなかいかんというようなご指摘もありますが、私も実際、そのように思っております。でも、できることをやらないと、これは被害が少なくなっていくというふうに思っておりますので、先ほどのを直して、道路改善、または白線を引く、または道路に30kmゾーンの表示をしていただくと、そういうふうなことはお願いすればできる可能な線だろうと思ひますし、それに加えて、やはり大人の責任、運転者の責任というのを、これからもっと声を大にしていかなければならないんだろうと思ひますので、市長部局にもお願いをして、市を挙げて、そういう運動をしていきたいなという気持ちでございします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 先ほど、まあ言えばスクールゾーンの設定をされている箇所、7校ということでございしますけれども、これは町内だけがつくるゾーンなのか。よそのスクールゾーンの規定というのは、学校を中心に500mと設定されておりますけれども、全校にこういうスクールゾーンを設ける必要があるのではないのかなと私は思ひます。その辺も、できたらお答えいただければと思ひます。

先ほど言ひましたように、文科省は国交省、警察庁とともに合同で、こういう通知をなされたわけございしますから、通学路に用途を限定した政策目的が明確な新たな補助金を創設するなど、必要な財源措置を講じるよう、国とか県に対して要望していく考えはございしませんでしょうか。

また教育長、今回の一連の交通事故で命を奪われた子供たちというのは、この少子高齢化社会の中にあつて、本当に国の宝であり、その子供たちの安全確保というものに対しては、もう万全を尽くすということは当然のことございします。本当に全国民、ここにおるだれ一人としても、おろそかに考へている人はいないと思ひます。これは大人の責任でございします。その責務を果たして、子供たちの通学路、これの絶対安全を目指していくと。

いろんな今、先ほど答弁ありましたが、本当にできることから何でも、これは必要ということであれば、そのために、しっかりと総点検をきちつとやって、その点検の結果、いろんな問題点が浮上した、それをきちつと協議をして、何ができるのか、何が一番いいのか、もちろん危険度の優先順位も、もちろんでございしますけれども、これは行政が本当に先頭に立ってやっていくべき問題だと思ひますけれども、再度、質問をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） ただいまのご質問でございますが、まず最初のスクールゾーンでございますが、先ほどご答弁させていただきましたが、スクールゾーン自体は、そんなに大したことといったら失礼なんです、ゾーン自体の設定は、そんなに難しくないと。ただ、そのスクールゾーンに付随して30kmの制限とか、車両の進入禁止とか、そういった地域の方に影響する部分がございます。したがって、そういった地域住民の同意を得て、初めて、そういったものがなされるのかなと思っております。

現在、スクールゾーンの要望もございまして、この辺も含めまして、全体的な見直しの中で、また、さらに検討して、地域住民の方の同意さえ得られれば、そういったことを考えていきたいと思っております。

また、新たな補助金制度の創設というふうなことで国、県に要望するというふうなことではございますが、これにつきましては当然、児童・生徒の安心安全に登校できるようにするわけではございますが、自助、それから共助、公助というようなことで、それぞれまず自分の命を自分で守ると、そういったこと。それから、そういった意識づけの教育を行うということ。それから、見守り隊などの地域のご協力も必要でございます。そして道路環境や交通安全施設等の改善のためには、公の、そういった機関がかかわらなければなりません。これらを含めまして、今後も継続して改善等、要望して参りたいと思っております。

なお、補助金制度等につきましては、これから検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 15番、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 本当に、ただ点検をして、厳しいところが見つかったとしても、これはあんまり何も対応できない、改善できないというところではなくて、本当に、どこまでも、やっぱり子供を守るという視点で取り組みをしていただきたいと思います、このように思います。

次に、防災対策について、お伺いをいたします。防災、減災対策についてですね。東日本大震災に伴う大津波から、釜石の児童・生徒は、ほぼ全員が無事で逃げ延びた。いわゆる釜石の奇跡と言われておりますけれども、この背景には7年前から取り組まれた防災教育の充実があります。まず、このことについて教育長のご感想をお聞かせ願いたいと思っております。

世界で起きるマグニチュード6以上の地震、その約2割が国土面積が世界で0.25%に過ぎない、この日本に集中していると言われております。福井は1948年の6月28日に3,000人を超す死者を出しマグニチュード7.1という福井大震災を経験いたしております。とはいえ、既に64年がたとうとしておりますし、記憶も薄くなりつつあります。いつ起きても不思議ではない自然災害から自分自身を守るために、災害を自分の身近な危険と認識して、地域全体で防災に対する平時の備



えや災害時の行動を身に着けるために防災教育の充実が大事だと思いますけれども、そこで質問をさせていただきたいと思います。

学校での防災教育は今、どのように行っているのか、お伺いをいたします。また、学校の先生方が災害や防災に関する知識を十分に身に着けられるよう、防災教育を支援するため危機管理アドバイザーを活用することが大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。

2番目に、防災会議について、お伺いをいたします。防災会議の委員は各種団体の長や有識者の方々に構成されていると思います。昨年3.11以降、防災計画の見直しをする予定はあるのかどうか。また防災会議のもとにといいますか、下といいますか、ワーキンググループのようなものを置いて、生活者の目線、また女性の目線を取り入れた、より具体的な計画の見直しをする考えはないのか、お伺いをいたします。

次に、家庭防災の日という日を制定してはどうかと。市民の防災意識の向上、防災力、防災の力の向上のために、例えば3.11という日を決めたとすれば、これはインパクトが強くて、だれでも、あの震災と思い出すと思います。また、6.28、これは福井大震災、若い人は、もうほとんど知らない人が多いですし、年配の方もだんだん思いが薄らいできているのではないかなと思います。

そういう日を家庭防災の日と定めて、その日は防災無線で、本日は家庭防災の日です、家族で防災全般について考えましょうというような放送を流し、防災行事なども行うというものでございますけれども、緊急の、特に家族会議の中では、緊急の避難場所はどこか、家族みんな知らないのが、みんながわかると。家族の連絡の取り合いはどうするというようなことも、やっぱり家族で話し合いをしていくと。全部がまた防災グッズやとか、持ち出すものは何やとか、いろんなことを年に1回でも、2回でも、こういうできれば、本当に防災力は自然と市民全体が向上していくと思います。これには費用は、そんなんかかりませんので、是非、ひとつこういう家庭防災の日を決めていただいて、そういうしっかり、その日は防災について、いろんなことをやっていただく日にしていただけたらと思いますので、検討していただきたいと思います。これは提案でございます。

三つ目ですけども、自主防災組織について、先ほども質問がございましたけれども、この組織の中に防災士を育成することはできないのかなと思います。例えば、平常時であれば、防災意識の向上を図ったり、また地域内の安全点検等をしていただく、またそういう非常時であれば、言うまでもなく情報連絡とか救出、避難、こういうのをどうするというようなことを、やっぱり何もわからなくて取り組んだ場合は、本当にせっかく組織を立ち上げて、有事になったら、それこそばたばたしてしまうのではないかなと思いますので、防災士の資格をとることを検討していただきたいと思います。

4番目に、非常用物資の備蓄について、お伺いをいたします。榛の木原にある防災倉庫の非常用物資、防災資機材の現状についてですけれども、私は集中より、や

はり分散が妥当というか適当だと思いますので、今後のこういう改める考えがあるのか、ないのか、お聞かせ願いたいと思います。

いろんな災害を想定して改善をしていただくことが必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 初めに、学校の防災教育に関するご質問に、私の方からお答えさせていただきます。

市内小中学校におきましては、避難訓練を年一、二回実施しております。その内容といたしましては、地震発生により机の下へ隠れ、その後、火災発生により屋外へ避難をするというものでございます。また、学校単位で消防署に依頼し、消化訓練と防災に関する講話、さらに特に注意すべきこと等、実技を交えた訓練なども行っております。そのほか、震度6以上の大地震を想定し、下校時に父兄に迎えに来ていただく訓練も行っている学校もございます。

しかしながら、実際に災害が発生したときに、その訓練が生かされなければ何の役にも立ちません。そこで、各学校には、休み時間などに予告なしの避難訓練も行うよう伝えております。これこそ真の訓練だと考えておるところでございます。

なお、県教育委員会の平成24年度の基本方針の中で、防災教育に関し、一つ、防災訓練用と授業用の手引書の作成が挙げられております。二つ目として、子供たちの危険回避の判断力を育てるための訓練や教職員の防災知識を深めるための防災教室講習会の開催が予定されております。これにより、学校での防災意識が一層高まるのではないかとこのように期待しているところでございます。

次に、釜石の奇跡につきましては、想定を信じるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという避難の3原則の授業を忠実に守った行動の結果であり、この考えを、あわら市も参考にさせていただきたいと考えております。

防災会議以降のご質問につきましては、総務部長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) お答えいたします。

まず防災会議につきましては、会長である市長と委員19人の合計20人で構成をされております。委員は全員が行政機関、公共機関、公共的団体の代表者や職員で、うち女性は1人です。

防災会議は、これまで防災計画の見直しを行う際に随時開いておりました。昨年は、東日本大震災を受けた国、県の新しい計画や指針等の発表を待って防災計画の見直しを行う予定でしたが、それらが示されなかったため、開催には至りませんでした。

ただいま議員から防災計画の見直しに当たっては、防災会議の意見を聞くことはもちろん大切であるが、より生活者の視点に立ったものにするため、ワーキンググ

ループを別に作り、女性の委員を多く委嘱してはどうかとのご提言がございました。防災計画を、より身近で、実際の災害発生時に有効なものとするため、是非、これは前向きに検討をさせていただきます。

また、家庭防災の日についてですが、国では関東大震災にちなんで9月1日を防災の日として定めており、この日を挟んだ1週間を防災週間として、さまざまな国民運動を展開しております。さらに、福井県でも福井大震災が起こった6月28日を震災記念日として、災害に対する認識を深めるための活動を行っております。

市といたしましては、福井震災の記憶が若い世代では薄れていく中で、この両記念日に合わせて、家庭内での災害対策を再確認していただくよう、積極的な広報活動等を努めて参りたいと考えております。

次に、自主防災組織の中に防災士を育成することができないかとのご質問でございますが、防災士は地域や企業、団体における災害対策のリーダーであり、組織の中にこの資格を持った方がいることは、とても有益だと考えられます。したがって、費用が数万円かかることや、講習会の会場が東京、大阪などの大都市に限られることなどの問題もありますが、2日間の講習で資格を取得することができるため、是非、各組織に受講を働きかけて参りたいと考えております。

次に、非常用物資の備蓄の見直しについてですが、現状は芦原地区が拠点避難場所10カ所と旧芦原庁舎の小型倉庫に資機材を、金津地区は榛の木原の大型倉庫に資機材をそれぞれ備蓄しており、水と食糧のアルファーマイは、すべて榛の木原の大型倉庫に備蓄をしております。

分散配備、それから拠点配備、それぞれ長短はあるわけですが、今後、金津地区におきましても、拠点避難場所への小型倉庫を配備し資機材を備蓄することを計画して参りたいと考えております。

なお、水と食糧につきましては、夏期の高温時の保管を考慮いたしますと、今までどおり榛の木原の大型倉庫に備蓄したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) いろいろと答弁をしていただいて、ありがとうございますといえますか。

4番目の非常用物資の備蓄の件ですけれども、食料と水は夏場は、やっぱり榛の木原の方がいいんじゃないかというような答弁でございましたけれども、これを、やっぱり自主防災組織の訓練でしっかりと使っていただくという思いで、できれば全部一遍に分散してしまうということが、非常に難しい点もあるかもしれませんが、できるだけ、災害が起きたときは、その最初の何十分間が大事だと思いますので、それに、やっぱり役に立たないようなものでは、ちょっと意味のないものになってしまう。自主防災組織では、補助金をつけて、本当に大きい、先ほども質問の中にありましたけれども、世帯の大きい区にとっては本当に何の意味もないような

と言うと、ちょっと言葉が過ぎますけれども、本当に、10世帯なら10世帯で何が必要なのか、100世帯やったら何が必要なのかというのは、これはもう当然わかることですので、やはり分散して、そういうものが、すぐ対応できるような資機材を、1箇所にとんと置いてあるだけでは何の役にも立ちませんので、その辺、また考慮していただいて、検討していただきたいと思います。

あと、防災とか減災に対する投資といいますが、いろんなそういうものは、なかなか普通の道路1本つくるとかいうのと、建物建てるとかという、そういう事業と違まして、本当に費用対効果というのが逆なんですね。災害が起こらなくて本当によかったと思いますけども、費用はかかります。災害が起こったときには、これが有効に活用されるということですので、なかなか、こういう防災、減災に対してのいろんな政策、また投資というのは、なかなか難しい面があるかと思えますけども、とにかく市民の命と財産を守るという観点から、本当に最近は想定外のことも起こっております。集中豪雨、ゲリラ豪雨とか、本当に竜巻とか、いろんなものが起こっておりますので、いろんなことに想定した防災対策会議の中で、またしっかりと議論をしていただきたいなと思えます。

時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。

最後に一言、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) 災害は起こらないに越したことはございません。先ほどから宮崎議員が言ってますように、自助、共助、公助の中で、まずは自助が大切だと。特に、その中では家庭が一番大切だということを強調しておりました。いざ起こったといいには、最終的には公助が発動できるわけなんですけども、先ほど防災訓練の備蓄の件も含めまして今、国の方では防災計画の見直しをやっておりますし、県でも今年12月末までに防災計画の見直しを行うというふうな決定を、今のところしております。うちも、それを受けて、防災計画を見直す予定でありますけども、先ほどご提案がありました防災会議を開く事前にワーキンググループとか等を開きまして、今、ご指摘のあったことも含めながら今後、いろいろ協議して進めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) これで一般質問を終わります。

議長(向山信博君) 暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうどいたします。

(午前11時46分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

山田重喜君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、4番、山田重喜君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 通告順に従いまして、4番、山田、真政会、一般質問をさせていただきます。

質問の要旨は、学校給食センターの運用についてであります。

あわら市学校給食センター整備事業については、建設用地確保も終了し、用地測量、地質調査に入り、さらにはプロポーザル設計協力者も決定し、平成25年7月完成を目指し現在、基本設計を作成中と伺っております。ご承知のとおり食、食べることは生命の源であり、健全な食生活は人間が生きていく上での基礎であり、食育の推進が大変重要であることは言うまでもありません。今回建設する給食センター内には食育センターを設置することとしていますが、今後、センターを拠点として家庭での食育、地域での食育、学校等、教育施設での食育など、あらゆる分野での食育に係る事務事業を進めていただきたいと思いますというわけでございます。既に平成23年5月にあわら市食育推進計画が条例化されておりますが、本事業が完成した暁に、どのような対応をするのか、お伺いをいたします。

あわら市においては、ご案内のとおり、坂井北部丘陵地には県内有数の農業地帯として知られ、スイカ、メロン、サツマイモ、カキ、ナシ、ダイコンなど多くの品種の園芸作物が作付されています。また市の南部平坦地はコシヒカリなどのブランド米をはじめ安全でおいしい米の一大生産拠点となっております。

学校給食については言うまでもなく安全安心な食材の選択、地産地消の推進、旬産旬消の促進等々を取り入れて食育推進運動を展開しながら、健全な食生活で元気な身体を育てていただきたいものであります。

それでは、通告した3点について質問をいたします。

まず1点目でございますけども、学校給食における計画の推進の中の総品目の内訳の明示はどうなっているのか、まずもってお伺いいたします。

第2点目でございますけども、現在の職員数と給食センター完成後の職員数はどうなるのか。また、当然合理化であるため、余剰力はどうするのか、お伺いをいたします。

3点目でございますけども、生産者と消費者との、いわゆる顔が見える関係の構築によって食育畑に看板を設置する構想はないのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

あわら市では、恵まれた自然環境の中で、地域の特性を生かした食材を中心にバランスの良い食生活が維持されてきましたが、近年のライフスタイルの変化により食生活を取り巻く環境が変わり、食に関するさまざまな問題が指摘されるようにな

ってきました。

これらのことから、市民の食育に関する関心を高め、自発的な取り組みを促進するために昨年、あわら市食育推進計画を策定しました。

1点目の学校給食における地元産農産物の使用についてでございますが、この食育推進計画の数値目標では、地場食材の使用品目数を現在の23.1品目から、5年後に26品目に上げるものとなっております。この23.1品目という数値は、市内12の小中学校で給食に使用されている県産食材品目の1校当たりの平均値を表したもので、県産食材のうち、あわら市産に限定しますと13.1品目になります。あわら市産で多く使用されている品目は、野菜類では、大根、キャベツ、ニンジン、タマネギ、トマト、サツマイモ、ジャガイモ、果物類ではメロン、カキ、スイカ、畜産物では豚肉、鶏卵などとなっております。

来年度の9月からは、給食センターで大量に調理することになりますので、目標値である5年後の3品目を増やすことにつきましては、生産者や農業関係者とどのような品目について新たに使用が可能になるのか、給食献立や食材の生産方法などについて協議を行いながら、特にあわら市産の食材の使用品目を増やすよう努めて参りたいと考えております。

次に、現在の市内の学校給食事業に従事している調理員と運転手の職員数と今後の計画についてですが、給食センターでは正職員が5人、臨時職員が8人の計13人、金津地区の小中学校では正職員が9人、臨時職員が8人の計17人でございます。合計30人となっております。なお、臨時職員については1年ごとの更新を行っております。

新しい給食センターでは28人程度が必要と考えておりますが、午前中の調理作業や午後の洗浄作業時、時間帯により必要人員も異なってきますので今後、各作業工程での運用について精査を行い、正職員と臨時職員の割合も含めて職員体制を決定していき、臨時職員につきましては今後、新しい給食センターでの雇用を希望するのかどうかの調査を行い、処遇を検討して参りたいと考えております。

最後に、看板の設置につきましては、関係機関や地元生産者と協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの答弁のことでございますけれども、第1点目でございますけれども、23.1品目から26品目、約3品目が、いわゆる5年間の中で増えていくということの説明でございますけれども、答弁にございましたように、これは必ずあわら市産を利用させていただいて、協議会等、またJA等を詰めて、この数値に合致するようにお願いしたいと思います。

まず2点目でございますけれども、現在30人で新しい給食センターになれば28人、2人ほど減ということでございますけれども、これにつきましては致し方ないと思っておりますけれども、答弁にございましたように臨時職員、正職員含めまして、恐

らく減るということでございますので、トラブルのないように、その辺、精査しながら対応していただきたいと思っております。

それから、3点目でございますけれども、これから協議するという話でございますけれども、これは平成12年の5月11日付、全国農業新聞の記事によれば、お隣の県、滋賀県でございますけれども、甲賀市、湖南市の両市の学校給食において、地元野菜の使用率がアップしている。これは市の農業委員会が調整役を買って、生産者、それから教育関係者、栄養士等が食育推進協議会を立ち上げて、地産地消は言うことなかれ、食環境づくりを一体化して進めているということでございます。地産地消、農地の有効利用、それから都市農村交流という点におきまして、今後、給食の畑に看板を設置して、いわゆるこの食材は、ここから出てるんだということで、農地の有効利用、都市農村交流、さらには地域活性化に貢献していくという記事でございます。

したがって、これは是非ともいろんな関係機関とお話をさせていただきまして、食育畑に看板の設置を、是非お願いしたいということでございます。これについて答弁をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 今ほどのご質問に、お答えをさせていただきます。

現在、生産者と消費者等の間で顔が見える環境を構築するがために、地元農産物に対します理解と関心を得るために野菜選果場、また直売場、農産物加工施設等の整備充実を図ってきたところでございます。今後につきましては、施設の見学会や生産者、また消費者との交流会等を開催していきたいと考えておるところでございます。

また、学校給食に対します食材の提供につきましては、提供いたしますための流通システムを教育委員会と協議しながら構築をしたいと考えておりまして、議員ご指摘の看板の設置についても前向きに検討して参りたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの部長の答弁の件でございますけれども、これは前向きという言葉はいいんですけども、これは絶対にやっていただきたいと思っております。そうしますと、これを取り上げることによって、恐らくマスコミ等が取材してくれるのではないかなと思うわけでございます。そうしますと、あわら市のPRにもなりますし、ひいては、この食材が全国にPRされるのではないかなと、そういう期待感もございますので、そんなにお金はかからないと思っておりますので、是非とも、これは実現に向けて頑張ってくださいたいと思っております。

それから、教育長にお尋ねいたしますけれども、現在、基本設計を作成中ということでございますけれども、全協あたりでスケジュール表を見ますと、来年の7月完成

に、まだ実質設計もできてない。加えて、候補地に盛り土を云々という計画があったわけでございますけども、現場を見る限り相当遅れているのではないかなと、そんな気がするわけでございますけども、これについて説明というんですか、答弁をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 給食センターの建設についてのご質問ですが、確かに基本設計の作業が少しおくられていることは間違いございませんが、建設の完了は4月ではなく、来年の7月の予定でございますので、それまでに間に合わせたいというふうに思っておりますし、盛り土の予定につきましても、本体の基礎工事をする関係の中で盛り土をして、またそこを掘り返してパイルを打つのに二度手間なので、その部分を今、本体工事とあわせてやらせていただくという形で、一応ちょっと変更を、この前、全協でお願いしたかと思うんですが、何とか今、鋭意努力して今期外注に常任委員会等に資料をお示しして、まずご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 私の発音が悪かったのかもしれませんが、4月と言うた覚えはないですね。あくまでも7月でございますので、その点はちょっと、どういふことで聞こえたんかわかりませんが、これはあくまで7月と。初めも私、7月と言ったつもりでございますので。

それから、事情はわかるんですけども、やっぱり遅れるということは、一つの目標に向かっているわけでございますけど、遅れを取り戻すことはできますけども、早く基本設計を実績設計を組みまして、当初計画どおりに軌道修正していただいて、1日も早い着工をお願いするわけでございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

---

牧田孝男君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。

本日の質問者は8人であります。私は6番目で、かなり終盤に来ておりますので、手短な質問をして、そして手短な答弁をいただきたいというふうに思います。

私の質問の通告のタイトルは、あわら市のごみ不法投棄対策についてということであります。

あわら市は森と水に恵まれた自然が豊かな自治体であります。あわら市の市民憲



章にも、こう書かれています。海、湖、山、川の自然がそろい、そこに温泉という資源のあるまちは、国内でも余り多くありません。こうした自然や資源に恵まれ、さらに卓越した歴史と文化を有するあわら市の沿革を背景として、あわら市をより活力のある魅力的なまちにするために、この市民憲章を制定する、というふうに書いております。しかしながら、我々あわら市民は、ほかの自治体の市民から、なぜ、あわら市では不法投棄の話が新聞などをにぎわすのかというような声をよく聞くわけでありませぬ。

確かに、このあわら市というか、例えば旧金津町なんかでありますと、奥山があつて、そして里山があつて、そして平野部があるというような地形的な特徴があり、そういう地形的な特徴というものが産廃にしる、あるいは生活ごみにしる、不法投棄の温床となっているのではないかと思います。しかし温泉観光を売り物にするこのあわら市がこういう状態では大変に恥ずかしいと思うのであります。

そこで、まずお聞きしたいわけですが、このあわら市内の不法投棄行為、あるいは不法投棄場所に関する監視、いわゆるパトロールというものを、どういうメンバー構成でやっているのか。どれくらいの頻度でやっているのか。どういうところをパトロールしているのかということを知りたいということが1点であります。

次に、うわさでは、ごみを捨てるのがわかっていても土地を売ってしまう住民もいるというふうな話を聞いたことがあります。先日、6月8日の福井新聞に、これは福井県内の一般的な事情として書いてあったんですけれども、家庭電化製品や廃タイヤなどの不法投棄が一向に減らない。家庭ごみをコンビニのごみ箱に捨てるような感覚で道徳性がない。自分の目の前からごみがなくなれば、それでいいのかというような意見が書かれていました。こういうことを考えると、そういう意味では、子供たちをも含めた、いわゆる市民に対する環境意識を向上させる、つまり啓発、そういうものが絶対に必要なのではないかと思います。いかがでしょうかということになります。

それから、環境ということについて、先月の終わり、5月の25日、26日、27日の3日間にわたって勝山市で環境自治体会議が開かれました。環境自治体会議は、環境問題が複雑化する中、多様化する中、お互いの情報、政策を共有しあい環境自治体づくりを目指す基礎自治体のネットワークだそうであります。勝山市は環境自治体に全国五十何番目で加盟した自治体であるそうであります。また、福井県内でも幾つかの自治体が、このネットワークに加盟しているという話も聞いたことがあります。北海道の二つか三つの町を出発点とした、この環境自治体会議に、当あわら市も加盟することがいいのではないかと提唱したいと思っております。

以上の質問に対してのご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 牧田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ゴミの不法投棄に対する市の対応についてございますけれども、日ごろから各区長をはじめ、ごみ減量等推進員の皆さんや一般市民の皆様から、ごみの不法投棄に関します情報をいただいております。市では、その都度現場を確認させていただきまして、土地の所有者や関係区長に連絡をとりまして廃棄物の処理に努めているところでございます。

また、大変多くの市民の皆様にご協力をいただき、市内全域でクリーンアップ大作戦等を展開しております。

さらに、不法投棄をさせない対策といたして、坂井健康福祉センターを中心とした関係機関による連絡協議会、ここでの情報交換や不法投棄されやすい山林付近、こちらの方を重点に年2回、合同のパトロールを実施いたしております。それとともに不法投棄禁止の看板を設置するほか、チラシの配布、それからポスター掲示といった広報活動も、あわせて行っております。

県におきましても、坂井健康福祉センターや循環社会推進課職員によります監視のほか、休日や夜間帯の民間警備会社によるパトロールの実施、監視カメラの設置といたしました対策を講じまして、不法投棄の未然防止、不法投棄行為者の特定など、早期解決及び再発防止に取り組んでいただいているところでございます。

この不法投棄は後を絶たないのが現状でございます。どの市町でも苦慮しているところでございますが、今後とも、こういう関係機関と連携をと取りながら市民の意識改革等、地道な取り組みを続けて参りまして、環境美化に努めて参りたいと考えております。

次に、環境自治体会議への加盟についてでございますけれども、この会議には全国55の自治体が加盟しております。福井県では敦賀市、勝山市、坂井市、若狭町が加盟いたしております。それぞれ規模も地域性も異なる自治体が参加しておりますが、自治体環境政策の推進、環境に関する情報ネットワークづくり、環境事業の推進、社会的アピールの場の創出という共通する四つの目標を持って、さまざまな取り組みを行っているようでございます。

近年、環境問題は地球規模の問題であると言われ、自然との共生、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の創造というのが求められております。市では、昨年度に環境基本計画の改定を行いまして、豊かな自然の中に産業と文化が生きづくまち、あわらを目指すことといたしました。この目指すべき環境像に近づけるためにも、環境自治体会議に参加する自治体から具体的な活動内容等の情報をいただきまして、加盟について今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) この監視については、各区の区民からの情報、あるいは区長さんからの情報なんかを受けて、その場に行って、いろんなことを確認している。あ

るいはクリーンアップ大作戦というようなこともやっているということを今、お聞きしました。

年2回のパトロールをやっているというのが、これが県なんかと連動するやつのことだろうと思うんですけども、3番目の、どういうところというところが、ちょっとはつきりわからなかったのと、年2回というのが、いつといつやっているのかというところが、よくわからなかったので、その、もっと詳しい説明をいただきたいと思います、まず。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実孝君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) この合同パトロールの実施場所でございますけれども、今現在、昨年、平成23年度7月と12月、2回実施をいたしております。

場所といたしましては、波松海岸沿い、あそこは結構不法投棄されやすい場所と、恐れのある場所というところと、実は富津であったり風車付近、そういうところも不法投棄されやすい場所ということで回っております。また、北潟湖周辺の道路、国道305号線、それから吉崎の方へ向かう道路周辺、この辺も実施対象として回らせていただいております。その後、実は創作の森近辺、あそこも小高い丘等々がございまして、その辺も実施をさせていただきます。それから、剣岳地区の方へ行きますと、ちょっと山深くなって参ります。なかなか場所を特定するのが難しい部分もございまして、国道周辺というのも車で不法投棄しやすい場所ということで、その辺を重点にパトロールを行っております。

ちなみに、今年も来月、パトロールを予定しております。その場所についても、その協議会の中できちっと協議させていただいて、また決定していくということになるかと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の説明だと、ちょっと隠れているような場所、見つかりにくいような場所に出かけて行って、パトロールをしているということなんですけど、当然のことながら、だれにでもわかるようなところには基本的に人は何もしないんです。隠れてしまうようなところに、まさに捨てることによって自分の犯罪を隠すというか、そういうことになると思うんですけど、先日、環境対策の方の特別委員会の中でも問題になったような現場なんかでも、もう30年前から捨てられていた、不法投棄されていた状況が、ずっとあって、この不法投棄というのは、とにかく後手後手にならないように、初めにきちっと落としまえをつけるということが一番大切なんであって、それをいいかげんに対処していると、結局のところ、例えば瀬戸内海の手島であるとか、あるいは敦賀のあの産廃問題とか、ああいう大きな問題に膨れ上がっていく可能性があるわけで、とにかく迅速に対処するということが大切だと思うわけでありまして。

それで、この前の特別委員会の中でも、ちょっと話になりましたけども、あるい

は福井新聞なんかにも書いてありましたけれども、どっか一般のごみが捨てられているところというのが、例えば、だれが捨てたかわからない。仮に、そこに自分の名前が書いてあっても、その持ち主は、いや、業者に渡したんやと。その業者が、また不法投棄してしまうというような、いろいろ迂回して捨てられているような場所もあったり、それから今、自分ところに置いてあるやつというのは不法投棄ではないんや、これは仮置きなんや、仮置きは違法ではないんやと、そういう論ぼうで来るような業者もあるわけですね。そういうことを考えると、この投棄の問題というのは、なかなか法律的に難しいところがあると思うんですけども、例えば、仮置きなんていうのは、具体的にどれぐらいまでやったら仮置きで、それ以上だと仮置きではないというような、そういうふうな法的な何かというのがあられるわけですか。その辺、どうなんでしょう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 議員ご指摘のとおり、本当に、この不法投棄と言われるものは、目につきにくい場所で現実起こっているのが実情でございます。

そういうところを、今回、私も初めてでございますけれども、この合同パトロールの中で指摘をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今、仮置きのお話が出ましたけれども、こちらにつきましては、事業用として使う場合、これにつきましては、事業が継続している間は、やはり、それは事業用の商品と、また、ものであるというふうなとらえ方として考えております。今、法的根拠ということでございますけれども、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございます。そちらの方で、基本的には、そういう事業用に供しているものは、不法投棄と、またいうことは明示されてございません。あくまでも事業用としての資材ということで、こちらの方は認識いたしております。

ただ、いつまでということでございますけれども、その事業が、実はある事情によって終了してしまったといえますか、そうした場合、後の問題が多分発生してくるのかなというふうには考えております。そうしますと、事業者がいなくなるわけでございます、そのまま放置されますと不法投棄というようなことにもなってこようかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 事業者がいなくなってしまうって、不法投棄かと思えますとは、だからどうなんですか。どういうふうな対処をするべきなのかということ。

それから、この前もちょっとありましたけど、いわゆる生活のごみなんか、産廃じゃなくて、そういうものが谷間に捨てられて、それなんか、もう所有者が全然わからない場合というのは、その地係の地区の区長に、何か連絡して、その仕分けを頼んで、そこへ市の方が取りに行くというようなことを、ちょっと説明していたと思うんですけども、そういう場合というのは、例えばそれをするのであれば、いつ

幾日までにしなさいとかいうような、きちっとしたものを、僕は当然、出すべきやと思うんです。というのは、それはいろんな事情があると思いますけど、それを出さないと、結局そのままの状態でも月日だけが流れていくと。そして、そのごみの上に、また草が生えてたりして、もう全然わからんようになってしまうと。だから、表面はきれいなんだけど、中、内臓は悪い体になってしまう、あわら市が、そういう内臓が悪い体になってしまうというような可能性もあるわけで、そういういことであると、やっぱりぴしっとした、期限限定の、そういうような厳しい指導というものが不可欠ではないかなと思うんですけども、そのあたり、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 確かに、事業者につきましては、倒産等でいなくなった場合というご指摘でございますけれども、ご意見でございますけれども、この事業用に排出されるごみにつきましては、実は産業廃棄物という形になって参ります。私ども市といたしましては、先ほど申しました坂井健康福祉センター、県を通じまして処理に当たるわけでございますけれども、そちらの方と協議しながら県の指導のもとに、業者が不明の場合、非常に処理が難しい部分も実はあるわけでございますけれども、事業者の追跡調査だとか、そういうところまで含めて、県の方と協議して参りたいというふうに考えております。

また、生活ごみ、これは一般廃棄物と言われるものでございまして、これは市の方で対応するということになるわけでございますけれども、確かに一つごみがありますと、それから増えていくというのが現状だろうというふうに思っております。それで、私どもも、やはりそういう意見が寄せられましたら、先ほど申しましたように、現場を、まず最初に確認いたしまして、土地の所有者であったり、その関係する区長さんの方へご連絡をさせていただくと。確かに、いつまでに処理していただきたいということは、こちらの方、いろいろ各区の事情もございましょうし、そちらの区長さん方とご相談させていただいて、実施していきたいというふうに考えております。できるだけ少ないうちに処理するのが、一番有効な手段であるというふうに思っております。

それと、一つ、蛇足ではございませんけれども、この不法投棄、これは実は犯罪でございまして、一般ごみに不法投棄したものは、実は厳しい罰則が適用されます。5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金ということで、これは2年ほど前だったと記憶しておりますが、罰則規定が強化されております。それと、事業者が不法投棄した場合は3億円以下の罰金という厳しい罪状を適用されることとなります。こういうものを、私どもも市民の皆様方に常々、広報活動等を通じまして意識づけをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 大体わかりました。

一つは、年2回のパトロールかな、それであれば、いろんな寄せられた情報に対して対処しているのが、今の状態であるというふうな答えだったわけですが、例えば、僕が個人的にというか、たまたま現場というのを所管課に言うたのが幾つかありますし、結局、それだけの日程的に限定することでもって、そういうパトロールというのが十分できているかという、多分そうではないと思うんです。だから、ふだんの努力というか、そういうものが、ものすごい必要なんじゃないかなと思うし、そういうようなスケジュールというのも考慮していただきたいということが一つと、それから、これもちょっと委員会の中で出たような気がするんですけども、委員の方から、そういう不法投棄が悪質な場合というのは、法的なことは別として、例えば、そういう業者というのを行政の広報とか、そんなものに、そういう名前を出すべきじゃないかという、そういうような意見もあったように思うんですけども、その辺は、どうなんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 一般ごみの不法投棄に関するパトロール、これが、まだ不十分だというご意見でございますけれども、私どもも担当職員、外へ出ましたときには、そういうところを、監視だとか確認をして歩くようにいたしております。ただ、年間的なスケジュール等々も今後、必要になってこようかというふうに考えておりますので、それにつきましては前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、事業者、悪質な不法投棄をした場合ということでございますけれども、事業者が悪質だということになりますと、県の所管ということになりますけれども、基本的には、そういう不法投棄をいたしました事業者に対して、撤去の指導勧告を県の方が行っております。当然、市としても同席しながら、そういうことを行っております。それでも処理をしないということになりますと、例えば議員、おっしゃられましたように、業者名の公表であったり、許可の取り消しというところまで及んで参ります。そうしますと、事業者にとっては非常に大きなダメージということになるわけでございます。ただ不法投棄、発見した場合、事業者がそれについて処理をしているということであれば、経過観察等々でパトロールを強化するとともに、監視も引き続きしていくということで今、対応をさせていただいているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 大体よくわかりました。

何でもそうなんだけど、見えないところが一番大事だと思うんです。見えるところの化粧部分よりも、見えないところに一番大切なものがあるという、そういうことで、理事が一番初めに言いましたように、今の世紀というのは環境の世紀であるというふうに言われているわけですから、このあわら市というところの土地は、個

人財産ではあるけれども、それ以上に我々、共有の財産であるということ、そういう認識のもとに、みんなが一体になって、きれいさを維持するというか、そういう摘発なんかを通じて、かけがえのないあわら市の大地という認識で頑張っていっていただきたいというふうに思います。

一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

---

卯目ひろみ君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 通告順に従いまして、私は花と緑のあるまちづくりについて、質問と提案をしたいと思います。

先日、6月3日、金津創作の森で、花と緑の県民運動inあわらという催し物があり、私も参加させていただきました。子供たちと一緒にアジサイを植樹したり、寄せ植えづくりをしたりと、とてもお天気のいい日でしたので、緑が美しく心が洗われるような楽しいひとときを過ごさせていただきました。

西川知事がおっしゃっていましたが、美しい森林や緑を後世に残していかななくてはならない。現在、6カ所で花の拠点づくりを進めているというようなことを話されていて、その成功の鍵は、そのために市民参加型の構築をする必要があると話されていました。私も、もうずっと前から同じようなことを思っていて、そのことには全く同感であり、今現在、私自身、微力ではありますが、仲間たちと力を合わせて、町中、公園などで花を植えたり水やりを行っています。

花を見て怒り出す人はいないと言いますように、色とりどりの花や木のある美しい暮らし、まちづくりは、私たちに活力と癒やしを与えてくれるものだと言ってもおきます。

でも、一口にそうは言いますが、一方ではなかなか簡単ではないというのが現実だと思います。まちに花や緑をとったことについて、理事者としては、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

我があわら市を見てもみると、鳥瞰図的には田んぼ、畑、山、海、川、湖と自然に恵まれたとてもよいところですが、点として見たときは、どうでしょうか。町中を歩いていると案外、花や緑が少ないことに気づきます。各地区ごと、あるいは老人会、婦人会などといった団体の方での花いっぱい運動と申しますのは、神社、区民間、地区の道路などが主で、これは地域の人たちのための花とも言えるのではないのでしょうか。これはこれで大変にいいことだと思います。でも、私の考える町中の花いっぱいとは、その雰囲気、場所、またシーンにマッチした花、それから花木の配置を、市内全体をトータルで考えたまちづくり、そういったものを進めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

市民参加型といえば、ここに花を置かせてください、あるいは、また花を植えてください、水やりもお願いしますというのが確かに理想だとは思いますが、花が得意な人、得意でない人、さまざまですから、必ず理想どおりにはいきません。また水やりが苦手という人がいたとしても、それはそれで仕方のないことだと思います。私は全体を考えたとき、いっそ花にかかわってもいいよという人を公募してはどうかと考えております。町中、公園などの管理で一般の人にはできない、そういったところは、当然、業者にお任せしなければなりません。でも、花にかかわってもいいという人たちの力をかりて、計画的に花を植えたり鉢植えを置いたりして、季節を感じられるまちづくりを進めてはどうかと考えます。公募してはどうかというのは、年間を通して地域を超えて、花いっぱいのために、もっと一般の人に協力をしてもらうことも大切なのではないかと思うからです。理事者の考えは、いかがでしょうか。

これは、あくまで一つの体験談、例として聞いていただきたいし体験談なんです。えち鉄のあわら湯のまち駅前に花壇があります。かなり大きな場所です。3年前ですが、もう草ぼうぼうの草林の中に、小さく哀れなサツキの木が、もうほぼ半分枯れた状態になっていて、ずっと気になっていました。いつまでたっても変わる気配がないまま、たまたま観光協会の方、また友人たちとで花を植えようという意見が一致しました。それも勝手連です。建設課に行き、許可をもらい、木を起こして土を入れてもらいました。花の苗は小学校の子供たちが育てているマリーゴールドの無料配布の苗300本をいただきました。でも、場所が広いので足りないんです。足りない分は自分たちで買い足しました。秋が終わり、土に肥料をしっかりと入れ、次の春には花壇いっぱいのポピーが咲くようにと秋に種をまいたのですが、スギナに負けてしまい、何と皮肉にも緑の美しいスギナ林になってしまいました。またすべての草を取り除いて、観光課が手配してくださった無料配布のマリーゴールドの苗300本と文化学習課の好意により、花いっぱい運動のベゴニアの苗100本をいただき、植えました。足りない分は、また自分たちで苗を買い足しました。観光協会の方も毎日水やりをしてくださり、それは見事な花壇となり、現在に至っています。

ここで私が言いたいのは、花の好きな人が集まれば手はあるんです。手はあるのですが、それなりにちゃんとした花畑にしようとする、と、原材料費が思うようにかかってしまい、資金がない、これが現実なんです。花の苗、花木、肥料、土など、原材料費にかかるお金ボランティアまでは、なかなかできないのが現実で、長続きしません。これは、これまでの経験からかかわってきた多くのところで共通して言えることです。手はあるんだけど、皆さん、そうおっしゃいます。

ここで市の役割としてできること、それは市民参加を促すための仕掛けと、花の苗など、原材料費の提供だと思うのですが、こういったことに取り組むお考えはありませんか。

花植え、水やりなど、手としてのボランティアは、働く喜び、まちのために役に



立つという喜びがあります。仲間づくり、またきずなを感じる喜びもあります。同じ作業をしますから、その思いは、とても大きいです。官の持つ役割、民の持つ役割が、うまくマッチすることで本当の協働になると私は思うのですが、いかがでしょうか。

季節ごとの花が咲くまち、それをつくり出すのは官民、お互いの協力があってこそだと思います。どのようにお考えになるでしょうか、お答えをお願いいたします。一つ目の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 卯目議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、昨今、花いっぱい運動などの取り組みによりまして、まちのあちこちで花を見かけるようになっております。また、議員ご自身も先頭に立たれまして精力的にお取り組みいただいていることに対しまして、心から敬意を表しますとともに感謝申し上げますところでございます。

さて、現在、市が検討いたしておりますのは、北陸新幹線金沢開業を見据え、芦原温泉駅におり立つ観光客、またあわら温泉の宿泊客の方に、いかにしてまち歩きを楽しんでいただけるかということを考える中で、花をテーマに何かできないかということでございます。

例えば、住宅街の路地をあふれんばかりの花で埋め尽くすということもございしますが、これまでのようなプランターによるものだけではなく、より立体的な手法を取り入れることによりまして、ここはバラ、また、ここは英国風、また、ここは和風といった具合に、路地ごとにテーマの異なる花通りをつくり出すことによりまして、これ自体を観光の対象とするということなどを考えてございます。

とはいえ、議員言われておりますように、一朝一夕には、そこに住まわれる皆さん方のご理解とご協力を得られないであろうということは、行政としても感じているところでございます。これにつきましても議員ご指摘のとおりでございます。また、苗代、材料費などにつきましても費用の問題もあろうかと思えます。

そこで、今検討してございますのは、県の補助事業で活用できそうな事業を抽出いたしまして、事業の採択が受けられるように関係各課が検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、官だけでできることではございません。市民を挙げまして、あわら市を訪れる観光客をもてなすという思いが不可欠でございますので、可能なところから着手いたしまして、平成26度末の金沢開業に照準を合わせた取り組みに育て上げて参りたいと考えておりますので、卯目議員には、今後とも、ご尽力とご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取りかかりまして、その後、あくまでも継続的な取り組みというのが重要でございます。これらを十分考え合わせまして、早急に検討して、計画づくりに取り組んで参りたいと考えてございますので、ご理解のほどを、よろしくお願い申し上げます。

す。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今、大変お褒めいただいたんですが、これはありがとうございます、ありがたいんですが、先頭に立っているんじゃなくて、仲間としてみんなで、本当に一緒にやっています。そのことはご理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

それから今、県の事業のお話があったんですが、具体的に何か進んでいるような感じで今、お聞きしたんですが、それでよろしいんでしょうか。いつごろ取り組むとか、何かそういうことはあるんでしょうか、お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えいたします。

先ほど、卯目議員も言われましたように、先日行われました緑と花の県民運動大会、この中で福井県知事の方から、今年度から花づくりの拠点の取り組みに取りかかるということがございました。こういう中で、県内6カ所、この中に芦原温泉駅周辺、また三方五湖周辺等が入っていると伺っております。まだ具体的なお話には至っておりませんが、これらのことを踏まえまして今後、県ご当局と協議させていただきながら、この中での補助金の活用、また原材料等の支給につきましても今後、協議して参りたいと考えてございます。具体的には、これからの話でございます。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) これからだということなので、それには期待したいと思いません。

でも、花を育てるというのは、今言ったから、すぐできるというものではありません。これが、もし今年度から取り上げられていくとしましても、ボランティア公募をするという、そのことは、やはりできるだけ早く考えていただいて、今のその何か事業のほかにも、今実際に現在進行形で進んでいるものがありますので、花づくりとかやっていますので、できましたら、そういうボランティアの募集といいますが、そういうのを早く立ち上げてしていただけるといいのではないかなと思います。

その前に、やはりこれまでどおり、地区の中での花づくりですとか、そういうのも同時進行で、やはり進めていかななくてはいけないと思うんですが、今、花いっぱい運動というのをやっておりますね。各地区に苗を分けてやるんですが、そういうものが予算的には、どうなんでしょうか。今みたいなことがあると、こっちの方の花づくりのというのは、予算が減らされていくとか、そんなことはないんですか、お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) これは、今現在の計画でございますが、現在取り組んでおります花いっぱい運動につきましては、これは各地区での広がりも続いてございますので、これは継続した形の中で続けさせていただきたいなど。予算的にも、そのような形で持っていきたいなど。

ただ、県の補助事業につきましては、恐らく永続的なものではないかと思えます。取りかかりの支援をしていただくという中で、何年間、補助を受けられるかわかりませんが、その後につきましては、これは市として取り組んでいくべき事業だと考えてございますので、現在のところにつきましては、花いっぱい運動につきましては、そのままの継続の形。また、新たに、これから取りかかろうという事業は、また別ということで、全体的な町じゅうを花いっぱいにしていくというような形の中で取り組んでいかさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 嶋屋部長の言うとおりでと思います。

花は、例えば一年草という花がありますが、その花は、植えて、花が咲いたら、また全部取ってしまって、また苗を植えるんですね。そうしますと、花というのはお金を捨てるみたいなものなんですね。ただ、それで全部をするのではなくて、さっきおっしゃったようなバラの花ですとか、そういう長くもつ宿根草みたいなもので最初、きちっと計画を立てて、そのもとをつくってしまうといいですか、そういうことが、是非必要だろうと思えます。そのためにも、是非いい事業になりますように、これは期待するところです。

先日の県民大会のときにですが、標語がありまして、その標語に、こういうのがありました。優秀賞に輝いた金津東小学校5年生、和田良太君の標語ですが、「未来へとつなげるその手で植えてみよう」というものです。本当に、このとおりなんです。まず植えること、それから、そのための行動を起こすこと、それが未来社会へのプレゼントになるのではないかなと思っておりますので、どうぞ、これが長く続いて、ああ、我々のまちに行けば花がいっぱいやねとか、あそこへ行ってみようとかいうようなまちになるように、私たちも、是非協力して、お互いにやっていきたいと思っております。

質問を終わります。ありがとうございます。

---

山川知一郎君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 日本共産党の山川知一郎でございます。2点にわたって質問をさせていただきます。

第1はデマンド交通についてでございます。

4月に議会報告会を各地で行いましたが、この議会報告会の中で一番いろいろ質問が出たのがデマンド交通の問題であるというふうに思います。4月から、この事業が始まっておりますが、2カ月間を経過して登録者数や利用者数はどうなっているでしょうか、まず伺います。

それから、この議会報告会では、デマンド交通に対する苦情や意見がたくさん出されました。この場で出された意見については、担当のところには伝えられていると思いますが、これらの意見に対してどのように対処されているのか伺いたいと思います。

担当の所管は、経過を見ながら改善していきたいと言っておられますが、すぐできることはすぐやるのが大事だというふうに考えます。登録手続きの簡素化、利用者への対応の改善、それから高校生の通学対策等は、すぐできることではないでしょうか。特に高校生の通学対策は直ちに改善しなければならないと考えます。どのように対応されるのか、伺います。

さらに、運行時間の拡大、停留所の増設、利用料の引き下げを求める意見も多く出されました。これらに対する市長の見解を伺いたいと思います。

また、劔岳地区から丸岡へはデマンド交通を利用できるということになっていると思いますが、住民には余り周知徹底されていないように思います。制度の周知徹底にも、更なる努力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

さらに、この2カ月間の現状を踏まえて、今年度の事業費見通し、一応予算は3,900万となっていると思いますが、年間の事業費はどのようになる見通しでしょうか、伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事（坂東雅実君） 山川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、デマンド交通の登録者数につきましては、本年3月から登録を開始しております。5月末現在で1,750人となっております。

また、利用者数につきましては、4月は稼働日数20日で745人、1日平均37.3人と、また5月は稼働日数21日で1,204人、1日平均57.4人となっております。順調に増加しているところでございます。

次に、今年度の事業見通しにつきましては、この事業について、更なる周知徹底を図りまして、より多くの人に利用していただくことで、平成23年度のコミュニティバスの1日平均利用人数67人で行ってまいりましたが、それを上回る実績となるのではないかと考えております。

また、改善要望に対する対応につきましてはでございますけれども、利用者の皆様

から市や事業者へ直接寄せられる要望というのもございます。議員の報告会でも、いろいろとご提案あったようでございますけれども、私どもに直接寄せられる要望や現在、各区長の方をお願いしています停留所に関する調査だとか、区民のご意見というのをお願いしております。これらのご意見を取りまとめまして、停留所につきましては10月をめどに、その他の改善要望につきましてはタクシー事業者との協議をしながら、来年度以降に対応させていただきたいと考えております。

最後に、利用促進につきましては、これまでも各地区の集会や老人クラブの集会等で説明会を開催して参りました。今後も引き続き説明会の開催であったり、ケーブルテレビ、広報あわら等を通じて広く広報活動をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 利用者は順調に増えているということではありますが、この利用者は、どこの地域からどこへというのは、わかるでしょうか。わかれば、ちょっと回答をお願いしたいなというふうに思います。

それから、停留所の増設については、10月をめどに、その他のことは来年度以降ということでしたが、登録手続きの簡素化、それから利用者への対応の改善、これは特に今、コールセンターというんですか、予約をするところ、電話してから1時間後ということになっておりますが、時間どおり来ないとか、そういう苦情もありますし、それから運転手の対応が悪いというような意見もあります。それから、高校生の通学対策、こういうものについては、これはすぐできることではないかというふうに思うんですが、これらについては、どうされるのか、もう少し、再度伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) まず1点目の利用者の皆様方の行程、停留所から停留所と、どういう利用されたのか、また地区ごとの利用状況ということでございますけれども、私ども、今、集計をしているところでございます。事業者から報告がございますのが手で書いた報告書でございます。そちらの方を今現在、集計をいたしております。いましばらくお時間をいただきたいと思いますというふうに考えております。

それから、登録手続きの簡素化というご質問もございましたけれども、実は、このデマンド交通が始まりました当初、市役所での登録申請ということでスタートして参ったわけでございますけれども、今現在、一部変更をいたしまして、各地区の公民館にも登録等の申請書を配布させていただいて、そちらでも申請できるように手配をしているところでございます。

それから、各区長さんの方にも、この登録申請書、お送りをさせていただいております。ある区の区長さんからご連絡をいただきまして、ご本人、確認していただ

ければ代理申請で構いません。取りまとめていただいて、ご報告ということも今、させていただいているところでございます。

それと、あとコールセンターということで、1時間待ちということも私どもの方に報告は入っております。これにつきましては、本当にご利用なされた市民の皆様には、おわびをする必要があるわけでございますけれども、配車ミスということの報告は受けてございます。これらにつきましては、事業者の方に強く指導いたしておりますので、今後は、こういうことが発生しないように今、お願いしているところでございます。

それから、運転手の対応だとか、いろいろご意見あったわけですがけれども、これらにつきましても今月、実は事業者等との打ち合わせがございまして。その中で、今回いただきました市民の皆様方のご意見だとか区長さんからのご意見等々につきましては、事業者にも報告させていただいて協議をして参りたいと、改善すべきところは改善していきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それから、高校生の利用ということでございますけれども、実は、こちらの方、このデマンド交通、スタートする前から、いろいろと議論をさせていただいております。また協議もさせていただいておりますけれども、実は、これはデマンド交通の運行時間、8時から5時までということでございまして、これにつきましては、実はタクシー事業者との関係で、タクシー事業者が利用頻度が高い時間帯は、できるだけ避けていただきたいという要望も、実はございました。それと、市内の高校に通っている生徒のことも調査をさせていただいております。また、以前、コミュニティバスの実態調査というのもさせていただいております。

確かに、市内の高校に通う方は数名いらっしゃったわけですがけれども、そうしますと今度、市外へ通学する高校生の対応だとか、いろんな問題が出てくるわけでございます。そういう意味から、今回は高校につきましての通学のデマンド交通としての利用については、今現状のとおりとなったわけでございます。これらにつきましても再度、運用時間の拡大、それらについてタクシー事業者とも協議をして参りたいというふうに考えておりますので、ひとつ、ご理解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 高校生の問題については、まずちょっと実態をよくつかんでいただきたいなど。例えば、剣岳地区などは、もうほかに公共交通機関は何もございませんので、もう、あとは結局は親が送り迎えするしかないということになるわけですが、市内の高校に通っている者、市外の高校に通っている者、それぞれどれくらいいるか、そういう実態をつかんで、是非対応を考えていただきたいなどというふうに思います。

それから、登録の問題ですが、区長にも登録の用紙を送ってあるとおっしゃったかと思いますが、それぞれの区で、だれが登録しているかということは区長には言

っているのでしょうか。私は当然、利用対象になるなと思うような方でも、手続をせずにおられるという方もいるということを知っておりますので、区長さんの方から、できれば、こういうなの、あるんやから使ったらどうですかと、一声かけてもらうということが非常に大事ではないかなというふうに思いますので、その点は、どうなっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 登録用紙につきましては、各区長さんの方へ、実は送らせていただいております。先月の区長配布に合わせまして、停留所の調査と申請書、それから停留所の地図、それからパンフレット、この一式を各区長さんの方にお送りさせていただいております。

ただ、区長さんへ名簿提出ということになりますと、個人情報の問題が実は出て参ります。登録者名簿を提出するのは差し控えさせていただきたいというふうに考えておりますし、ただ、各地区の登録者数、各区の登録者数につきましては、私どもの方から各区長さんの方にお送りをさせていただいております。先ほど申しました地図であったり、停留所の一覧であったり、それと同時に送らせていただいております。そういう意味で、自分の区が何人登録されているのかは確認できるというふうになっておりますので、できましたら区の集会等々でだれが登録しているか、ご確認いただけるのが、一番ありがたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 個人情報もあるんですが、私は利用促進とか、そういう点からすると、余りそれにこだわると、かえってまずいんじゃないかなというふうに思っております。そこは今後、できるだけ登録、進むように、是非配慮をお願いしたいなと思っております。

もう1点、剣岳地区から丸岡ですが、現状は丸岡の停留所は丸岡支所の近くの今のバス停といいますか、あそこ1カ所になっていると思いますが、あそこですと、例えばスーパーマーケットとか、それからどこか医者というの、すぐ近くではないんですね。みんな、あそこから相当歩かなあかんということになるので、是非、ちょっとそういう医者とか、スーパーの近くとかに停留所を増設をしていただきたいなというふうに思うんです。確かに、あのバス停は交通の結節点ですけど、そういう利用者は、どこに行くにも、あそこから歩いていかなあかんということになりますので、そこは、是非何とか改善していただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 議員のご指摘のとおり、今、剣岳地区から丸岡の元

丸岡町の庁舎横でございますけれども、バスターミナルがございます。そこ1カ所を指定させていただいているところでございます。

ただ、私ども今、あわら市内につきましては、公共施設であったり、各区からのご要望に基づいて停留所を設置させていただいております。それとあわせて市内の医療機関、それから整骨院等々、またマーケット等々、いわゆる店舗と言われるところも停留所として指定をさせていただいているところでございますが、丸岡の方面、それぞれ、そういうところまで指定いたしますと、これは、もう通常のタクシー事業という形でお願いしたいというふうに考えております。

今、このデマンド交通、私ども、利用していただきますと、タクシー事業者のドアの側面にあわら市のマスコットをつけてございます。あわら市のデマンド交通のタクシーが他市を走り回るといようなことは、現段階では非常に難しいというふうに考えてございます。これらにつきましても、ご意見として、近々地域公共交通会議という、そこでもお話し合いはさせていただきますけれども、現段階では非常に厳しいものというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 丸岡の件は、是非ちょっと前向きに今後、検討をしていただきたいなというふうに思います。デマンド交通は、特に剣岳のような周辺部過疎地にとりましては、本当にもう唯一の足でありますので、是非、より、特に交通弱者、高齢者などが利用しやすいようなものに改善をしていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、二つ目の問題に移りたいと思っております。

湯のまち広場の一角にある屋台村につきましてですが、夜中まで飲食する客が大きな声で話をしたりで、やかましいとか、それから、周辺の民有地へ不法に駐車をして困るとか、それから、今の屋台村は景観上、どう見てもふさわしくないというような苦情が寄せられております。

さらに、屋台村ができたために売り上げが減ったと。なぜ、屋台村に市が支援をするのかという意見もあります。

昨年、湯のまち広場が整備されましたが、屋台村については整備区域から除外され、駐車場の利用も原則的には禁止されております。市が、屋台村を積極的に支援しようとしているのか、それとも廃止したいと思っているのか、理解できません。

私は、湯のまち広場の整備が問題になったときに、あそこへ来るお客さんが飲み食いをする場所として、あそこも整備計画の中に入れて、あの10店舗全部をカバーするような屋根をつけて、景観上も、あれにふさわしいものにしてはどうかという意見を申し上げましたが、それは全く無視されまして、結局、あの広場の整備計画から除外をされて、今日に至っております。

改めて伺いたいと思っておりますが、屋台村設置の目的は何だったのでしょうか。また、



その目的はどの程度達成されたのでしょうか。また、現状を踏まえて、今後、どうされるつもりでしょうか。また、特に苦情が来ております騒音や不法駐車については、どう対処するのか伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） それでは、山川知一郎議員のご質問にお答えをいたします。

湯けむり横丁につきましては、あわら温泉への誘客をはじめ、屋台を通しましての観光客と店主や地元の人との交流などを目的といたしまして、平成19年12月から、あわら湯けむり創生塾が運営を行っているところでございます。

オープンから平成23年度末までの入り込み客数につきましては、約19万4,000人となっており、温泉街のにぎわいづくりなどに大きく貢献しているものと考えておるところでございます。

ご指摘の景観上の問題につきましては、あわら温泉湯のまち広場の造成にあわせまして、湯けむり横丁の周辺に樹木を植栽し、自然な風景になるよう配慮をいたして、広場の造成を行っている経緯もでございます。

また、他の店舗に対しましての協力といたしまして、他店の紹介や企画物などを置きまして情報の共有化を図りまして、お客様が他店にも回るように努めております。

さらに、広場駐車場の使用につきましては、商工会からの要望等もございまして、現在、9時から開放いたしまして、広場駐車場の使用が終了となる午前0時には、駐車場の施錠を湯けむり横丁の出店者が自主的に行い、駐車場の管理にご協力をいただいているところでございます。

なお、湯けむり横丁周辺の道路における違法駐車につきましては、あわら警察署により、パトロールや違法駐車できないようカラーコーンを設置するなどの対応も実施していただいているところでございます。今後とも、あわら警察署と連携して違法駐車がなくなるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、今ほどご指摘いただきました民地への駐車等に関しまして、また大声での騒ぐような、こういう状態につきましても、湯けむり横丁の出店者に対しまして、お客様に注意を呼びかけるよう、創生塾の方からお願いをしているところでございますし、これも継続して、そのような指導に当たって参りたいと考えているところでございます。

このように、市といたしましても、今後とも運営主体であります、あわら湯けむり創生塾と十分に連携を図りながら、周辺住民の生活に十分配慮しながら温泉街のにぎわいあふれる場所といたしまして発展させていきたいと考えてございますので、ご理解たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 今の答弁で、湯けむり横丁屋台村は、お客を引っ張るといいますか、にぎわいをするという目的で、それなりの成果があるというようなご回答だったと思いますが、これは、ちょっと私、違うんじゃないかなと。そもそも、湯けむり横丁を設置したのは、あわらのまちの中の空き店舗対策として、あそこで、湯けむり横丁で商売を一定期間していただいて、それなりに基礎ができた方は、積極的にまちの中の空き店舗を使って営業していただく、そういう目的でたしか始まったというふうに思っておりますが、その点はいかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） 今ほどのご指摘でございますが、確かに議員言われますように、空き店舗対策というのも大きな目的の一つでございます。まず活性化を図りまして、温泉街の活性化、またにぎわいづくりを図りまして、さらにはそこで出店者につきましてはお店を出していただきまして、ある程度のお客さんといえますか、めどがついた段階で空き店舗の方に新店を出していただくと、これも重要な目的でございます。

そういう中で、今のところ、空き店舗への新店というものは1店にとどまっているところでございます。ほかにも新店計画があったことは確かでございますが、今のところは実現していないというような状況にございまして、今後も、あそこの出店者の方々に、あわらの温泉街、またこちらの金津市街の方でも空き店舗がございしますので、そこへの新店を商工会等を通じまして積極的に呼びかけて参りたいと、こういうことは、先ほどの答弁の中から漏れましたんですけども、市として考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 私は、たしか最初、あの計画が発表されたときは、そういう空き店舗対策というのが中心の目的であったというふうに思っております。それで、4年ちょっとたちまして、今までには市内の空き店舗へ新店出した方は1店だけということですが、その空き店舗はたくさんあるにもかかわらず、なかなか、その利用が進まない。これの原因については、どのように考えておられますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

まず第1点目には、資金面の問題があるかと思えます。これにつきましては、空き店舗対策といたしまして、市の方で商工会の方に委託いたしまして空き店舗対策事業を、いろいろやっております。その中に助成等も行っております。そういう中で、資金面等につきましては、いろいろ今後につきましては支援をしていきたいという考えもございまして。

また、これは具体的になりますが、その空き店舗へ新店しようとする際に、やは

り競合といいますか、そういう中で同種類の店が近くにあるような場合ですと、なかなか、その地元の理解を得られないという実情もございます。その辺に関しましても、商工会を通じまして、屋台村の方に新店を出店されている方につきましては現在、商工会の方に皆さん、入っておられます。そういう関係もございまして、なるべくスムーズに空き店舗の方に新店ができるような、そういう対策も講じて参りたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私は、そもそもこの計画にいろいろ問題があったのではないかなど。今おっしゃるように、あそこに出店されておられる方は、全部飲食関係ですよね。あわらのまちの中にも、たくさん飲食店があると。だから当然、まちの中の飲食店は、近くにさらに飲食店が増えるということについては、余り歓迎はしないということだと思っております。だから、空き店舗は、やっぱり別の業種でやってもらうとか、そういうことも考える必要があるのではないかなというふうに思います。

現状は結局、当初の目的には、余り達成されていないということですし、だれが見ても、景観上も何だという、どう見てもふさわしくはないというふうに思います。それにもかかわらず、ずるずると市が支援をして、安い家賃であれを続けるということは、非常に問題があるのではないかなと私は思います。

一体、私はあれを続けるのであれば、やっぱりきちんとあの場にふさわしいものに、景観上もきちとしたものにする必要があるなというふうに思いますし、駐車場等の問題も解決をする必要があるというふうに思いますが、市長は、これからあそこを、まだ引き続き、ずっと継続してやっていこうと考えておられるのか、目的は余り達成されていないということで、いいかげんところでやめようと思っておられるのか、そこらはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) まず、はっきりしておきたいんですけども、議員は目的は達成されていないとおっしゃいましたけども、温泉街のにぎわいづくりという、もう一つの目標は、かなり私は達成されているというふうに思っております。

空き店舗に誘導するという話ですけども、仕組み上は確かにそういうことになっておりますけども、先ほど部長が申し上げたような理由もあってか、なかなか進んでいないというのが実態であります。それを今後、どう進めるかということは、これは大きな課題だろうというふうに思っております。

空き店舗を埋めるという目的だけなら、屋台村というような迂遠な方法をとらなくても、直接空き店舗を埋める業者に対して、市が直接支援すればいいわけですから、それだけの目的のはずはありません。そういうふうにして考えていただきたいと思っております。

あと、見た目の、だれが見ても景観上、ふさわしくないとおっしゃいましたけども、これは、やや個人差があるのかなと。私なぞは、ああいう少しかいわい性を醸し出しているような雰囲気としては、私は決して温泉街にとって目ざわりな施設というふうに私は感じておりません。

この前、あの公園を使って、ごっつおまつりが開催されました。あのとき、非常に驚くほど多くのお客さんが来ていただいたんですが、あのときに私も屋台村の方にも、ちょっと回って見ておりましたが、屋台村の方に訪れているだけのお客様も、かなり多かったです。そのときに、いろいろとお話を伺いますと、こういうところがあるのは知らなかったとか、あるいは何年か前から、よく来ているとかいうお客さんの声が、非常に私は感じました。むしろ、あのごっつおまつりを通じて、あわら温泉には屋台村があるというPRが、逆にできたのではないかなというふうにさえ思っているところです。決して、私は現時点におきましても、あの屋台村が、あわらの観光地として、にぎわいづくりにマイナスどころか、大きな力を発揮し続けているというふうに思います。

ただ、議員ご指摘のように、比較的安い家賃で来ていただいているということもありますので、いつまでがいいかということは、ちょっとこれは今後の検討課題かと思えますけども、やはり温泉街の活気を取り戻すためには、当面は必要なんではないかなというふうなのが、今のところの印象です。

特に今、たびたび話、出ておりますけども、平成26年度末には新幹線の金沢介入がございまして、今、まちづくりは平成26年に向かって、もうすべての照準を合わせております。そういうことも考えますと、もうちょっと様子を見ないといけないのかなというふうに今、思っているところです。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 市長は、それなりの効果はあるということでございますが、ちょっと細かいことを伺いたいと思っておりますが、今、たしか、私が聞いているところでは、あそこに出店されている方は家賃が月5万円、3年契約というふうに聞いておりますが、それでよろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 創生塾と出店者等の契約は、そのような内容かと思っておりますが、市と直接使用を許可しております創生塾との間では、もう既に減免措置というのは行っておりませんので、固定資産税から評価いたしました賃貸料といいますが、それに基づきます使用料は、創生塾の方からいただいております。ただ、創生塾と店主さんとの間での契約は、そのような形かなと思っておりますけど。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 創生塾と市との間での契約に基づく地代といえますか使用料というのは、幾らですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） この使用料につきましては、先ほど申し上げましたように、固定資産税の評価額から割り出しを行いまして試算いたしました月4万7,000円でございますか、これをいただいているという状況でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 固定資産税等の評価から割り出して、月4万7,000円ということですが、ちょっと私は妥当か、少し安すぎるのではないかなという気もしますが、それはそれといたしまして、市長は景観上、余り問題ないと思うとおっしゃいましたが、あの周りは舗装もされてませんよね。砂利敷きのままと。私は、どう見ても、あの広場全体は、いろいろ植栽をしてきれいになりましたが、あそこだけは舗装もしないし植栽も一番外側だけと。むしろ何か広場と屋台村の間にも、ずっと木が植えられまして、あそこは何か広場とは別のものだというような印象を与えるというふうになっていると思うんですね。どうしても続けるということであれば、やっぱりきちっと、少なくとも広場と一体感のあるようなものにする。

それから、あれはコンテナを利用していますので、何か黒っぽいそのままになっていると思いますが、そういうものも、やっぱり私は、これは感覚の問題かもしれませんが、あの広場とマッチしているというふうには思えません。そういう点は、是非今後、考えていただきたいと思いますが、今言いましたように、あそこに出店している方は、月家賃5万円で営業していると。当初の、そういう空き店舗対策という点から見ると、余り成果も上がっていないと。周りの飲食店からは、そういう苦情が出ておりますし、なぜ、あそこだけ同じ飲食店で、そういう安い家賃で、ということは、市がそれだけ支援をしてやるのかと。そんなら、町中の飲食店にも支援をしてほしいというような声が出てくるのは当然ではないかなというふうに思います。

そういう点では、一応3年契約ということですから、契約の途中で出ていけというわけにはいかんでしょうから、やっぱり早くきちっと方針を、先ほどの市長の発言では26年までは少なくとも何か継続するように受け取りましたが、やっぱり少なくとも3年先ぐらいを見通して、どうするという方針は、早く示すべきではないかなと。あそこに出店している方も、突然、来年で出ていってくださいよと1年前ほどになってから言われても困るというふうに思いますので、早く方針をきちっと示して対策を立てるということが必要だということを申し上げて、私の質問を終わります。

---

散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日から24日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、6月25日、再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後2時46分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第 6 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成 2 4 年 6 月 2 5 日 ( 月 )

午後 1 時 3 0 分開議

### 1 . 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 日程第 3 議案第 5 7 号 あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 福井県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 日程第 6 陳情第 2 号 停止中原発の運転再開を拙速に進めず、早急に「脱原発プログラム」を策定するよう求める陳情書
- 日程第 7 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について (( 仮称 ) あわら市生涯学習館整備工事 ( 建築工事 ))
- 日程第 8 発議第 4 号 T P P ( 環太平洋連携協定 ) 交渉への参加反対に関する意見書
- 日程第 9 発議第 5 号 農業・食料の安全対策と農業の発展に向けた意見書
- 日程第 1 0 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

### 1 . 閉議の宣告

- 1 . 市長閉会あいさつ
- 1 . 議長閉会あいさつ
- 1 . 閉会の宣告

---

出席議員（17名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央		

欠席議員（1名）

18番 杉田剛

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		



---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、17名であります。

杉田 剛君は欠席の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時30分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

---

### 議案第56号から議案第59号、陳情第2号の

#### 委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第2から日程第6までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月14日、15日の2日にわたり、市長、副市長、教育長及び担当の部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2号）所管事項のほか1議案、陳情第2号について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案2件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号については、挙手採決の結果、挙手小数、不採択と決しました。

まず、議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2号）所管事項について所管課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

国際交流推進費に関して、中国紹興市との30年間の交流の成果について問いがありました。理事者からは、国際交流の成果は形で見えるものではなく、毎年の積み重ねが将来的にいろいろな形であられるものである。人的交流が中心であり、中学生の派遣により国際感覚を養うとか、中国から多くの方があわら市に来ていた

だいている。今後は、中国は巨大な観光市場でもあり、観光客の誘致、産業面での交流も進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、中学校の海外派遣交流であるが、金津はアメリカ、芦原は中国と行き先が固定されているが、今後も続けるのであれば、派遣先については両中学校から募集してはとの問いがありました。理事者からは、それぞれの交流先で出し物を披露するが、その練習にある程度の時間が必要であり、各中学校から練習となると日程調整が難しいが、教育長自身はそのような派遣の意向は持っているとの答弁でありました。

防犯灯設置事業補助金、LEDに関する問いがあり、単価的には1機当たり4万円前後であり、補助の対象としては新設かLED化が対象であるが、LEDの照度を上げるための交換は対象になるとの答弁がありました。防犯灯の補助については、今年度当初予算108万円、今回の補正140万円を合わせて250万円になるが、防犯対策に力を入れていると答弁がありました。

また、自主防災組織に関して、現段階では区の半数以上で設立されたが、今後はネットワークづくり、情報交換等の考えはないかの問いがあり、現段階では考えていないが、今年度も各区に対し消防署と立ち上げの要請を行い、組織が増えれば連絡協議会等の立ち上げも考慮するとの答弁がありました。

次に、政策課所管について申し上げます。

コミュニティ助成事業補助金について、今回、防災と一般の二つであるが、毎年二つ採用なのかとの問いに、理事者は、必ずしもそうとも限らない、要望を重ねることで採択されるよう取り組んでいるとの答弁がありました。

災害対策で田中温泉区のほかに採用区はなかったのかの問いに対して、23年度は東温泉区、22年度はなく、21年度は二面温泉区とすべて旧芦原が対象だった。また200万円の資材購入の内訳としては、AED、水槽タンク、発電機等、25品目ぐらい購入したとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

備品購入費141万1,000円については、放射線計測機を全額県補助金で金津、芦原中学校に購入し、両校で供用して使用するものであります。このことについて、導入する機種が異なるため、同じものがよいのではないかの問いがあり、理事者からは、まず簡易型で測定し、その後、精密な調査をしていく等の段階を踏まえた調査を考えており、別々の機種を購入して比較するとの説明がありました。

金津小学校スクールバス運行業務委託料83万1,000円については、期間はいつまでかとの問いがあり、理事者からは小学校専用として対応するもので、4月16日から10月31日のおおむね113日であり、11月からは冬期期間として年間契約しており、来年度については乗車人数とも勘案しながら対応していくとの答弁がありました。

金津小学校体育館屋根防水工事1,100万円については、何度も防水工事をしているので、再発した場合の対応や工事終了後の保証期間の問いがあり、理事者から

は業者に対し再度、雨漏りがしないように指導している。保証期間は5年で耐用年数は15年との答弁があり、委員からは実績のある業者の選定と再発しないよう、しっかり指導するよう要望いたしました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

観月の夕べの補助金に関して、財団法人地域社会振興財団はどのようなものか等の問いがありました。財団については、財団法人地域社会振興財団は、財団法人地域活性化センターが交付金を財源として地域社会の活性化及び宝くじの普及を図るという目的から行っているものであり、長寿社会作りソフト事業交付金の一環として観月の夕べから交付金内示を受けたことであり、財源は宝くじとの説明がありました。

議案外として、学校給食センター工事について説明がありました。

タイムスケジュールが以前からおくれている理由はとの問いに、造成工事、建築工事の両方の調整のためであり、厨房等に関しては内容的な変更はないため、今後はさらにおくれることはないとの答弁がありました。厨房設備費がプロポーザルの金額から2,200万円ほど増額している理由、また、プロポーザルで決定したことに対して変更はおかしいのではないかととの問いに、プロポーザルはあくまでも提案であり、栄養士、調理員等の打ち合わせの中で、利便性や児童の健康面から学校給食の衛生管理基準を下回るものは決して整備できない。安全安心な調理を重視し、基準を満たさないものに対して一部器具の変更があったとの答弁がありました。委員からは、工事費についてはできるだけ圧縮するように精査することを要望いたしました。

次に、議案第58号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について申し上げます。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務所を、福井市のフェニックスプラザ内から、あわら市笹岡の塵芥処理場の管理塔に移転することに伴うもので、規約第4条中、福井市をあわら市笹岡第33号3番地1号に変更するものであります。

次に、陳情第2号、停止中原発の運転再開を拙速に進めず、早急に「脱原発プログラム」を策定するよう求める陳情書について、申し上げます。

この陳情は、福島原発事故の真相究明と安全基準の改定がなされるまでは拙速に運転再開しないように求めることと脱原発プログラムの実現を求める陳情であります。

委員からは、大飯原発については安全を確認したと言っているが、防波堤のかさ上げ、避難道路等の計画ができていないだけで、実際には何もできていない、最近では3号炉の水位の警報も出ており、何ら今までと変わらない状況であり、今の段階で運転は認められないとの意見が出されました。しかしながら、おおい町、県、国と原発再稼動を承諾しており、国の対応に疑問は残るが、県の機関では安全と言っており、知事が再稼動を認めたことは尊重したいとの意見、また、電力の供給がなければ経済は停滞してしまう、今後は新たなエネルギー政策を打ち出しながら脱原

発を進めるべきとの意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告を願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月18日、19日の2日間にわたり、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2号）をはじめ、3議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案3件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管について申し上げます。

緊急通報装置設置工事36万8,000円は、芦原分室で緊急事態が発生したとき、ボタン一つで警備会社及び本庁舎へ通報できる装置を設置するものです。委員からは、万が一の場合、警備会社が対応するのではなく、警察が対応するのか、警備会社にしっかりと人的対応を含め対応させるべきである。そして、芦原分室及び隣接する幼稚園を含めたマニュアルを整備すべきだとの意見がありました。理事者からは、強盗などの場合は警察に対応してもらわないといけない。マニュアルに関しては、設置後において子育て支援課、市民生活課、業者等の関係機関で協議したいとの答弁でありました。

また、強盗を退散させるため、大音量のベルや回転灯を設置してはとの問いがあり、専門家に相談した結果、強盗を刺激するとのことで、人命を第一と考え、何も設置しなかったとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

国の制度改正により、こども手当支給事業3億9,345万円を全額減額し、同額を児童手当支給事業に振りかえることについて、委員からは所得制限が新たに始まるが、予算は同額である、所得制限の該当者はいないのかとの問いがありました。理事者からは、60名程度の所得制限者を推計しているが、児童手当受給者は3,400名程度おり、全体からすると少額である、金額が明確になった時点で減額あるいは増額の補正をお願いしたいとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

鳥獣害防止総合対策事業補助金78万3,000円の増額は、金津東部地区鳥獣害対策協議会にイノシン捕獲おりの購入経費を補助するものであります。委員からは、

被害区域が拡大している。抜本的に対策を立て駆除する必要があるのではとの問いに、理事者からは、今までは劔岳、坪江地区で対策を講じてきた。しかし、現在では細呂木、伊井地区へ被害が拡大している。被害が出ている各集落にお願いし、鳥獣害対策協議会に参画してもらい、おりや固定さくの設置を協議したいとの答弁がありました。

また委員から、丘陵地のハクビシンの被害が拡大し、ハウスにまで被害が出ている。真剣に調査をお願いしたいとの問いに対し、理事者からは丘陵地の小動物の被害が拡大していることは把握している。対策としては、おりの設置しかないのが現状である。関係機関と連携して対応したいとの答弁がありました。

次に観光商工課所管について申し上げます。

ふるさと創造プロジェクト事業150万円については、JR芦原温泉駅前を対象とした、にぎわいづくりのための基本計画策定経費であります。委員から、計画策定委員会を設置し市民の意見を吸い上げて計画を策定するようだが、どこまで委員会の意見を反映するのか、また総事業費は県補助の範囲でおさまるのかとの問いがありました。理事者からは、一番大切なのは策定委員会で計画されたものが後々のハード、ソフト事業に反映することだと思っている。総事業費だが、現段階では、1億7,000万円の枠内で検討してほしいと考えているとの答弁がありました。

次に建設課所管について申し上げます。

市営住宅使用料過誤納還付金20万7,000円については、障害者の取り扱いにおいて入力ミスが2件発見され、家賃が高く設定されていた。このため、その差額を返還するものであります。委員からは、過去4年間遡っての返還であり、原因は何かと問いがありました。理事者からは、チェック体制が甘かったことは反省している。今回、システムの入れかえにより発覚した。入力については、これから2名でチェックしたいとの答弁がありました。

次に議案第57号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、住民基本台帳法の改正により外国人住民を住民基本台帳制度の適用対象に加えることから所要の改正を行うものであります。委員からは、どのような外国人に住民票を交付するのか、また、住民登録されることにより、どのようなメリットがあるのかとの問いがありました。理事者からは、3カ月以上日本に滞在している外国人に住民票を交付する。外国人の得るメリットは、日本人と同じ行政サービスが受けられるようになる。また、行政側としては、外国人があわら市から他市へ転出するとき、今まではあわら市に転出の報告がなく把握が困難であったが、今後は住民票を交付するので移動の把握がスムーズに行えるとの答弁がありました。

次に議案第59号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。

住民基本台帳法の改正により、福井県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものであり、特に質疑はございませんでした。

次に、継続審査となっております請願第2号、特急列車廃止・削減反対の意見書提出を求める請願について申し上げます。

特急列車の廃止、削減については、北陸新幹線が平成26年に金沢開業してからの話で、あくまでも想定としての請願である。JRが廃止や削減を発表していない段階であるため時期早尚であるとの意見があり、継続審査すべきものと決しました。

あわら市農業政策に関する各種要請については、市へも同じ内容のものが提出されているということで、当委員会としては願意妥当と認め、市に対しては農業政策の推進に更なる努力をお願いするものであります。

最後に、議案外であります。市が開催する各種イベントの開催について、委員からは単発の人集め的なイベントでなく、将来のまちづくりにつながるようなイベントとしてほしいとの要請がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げます報告といたします。

---

議長（向山信博君） これより各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 厚生経済常任委員会に、ちょっとお伺いしたいと思いますが、請願第2号、特急列車廃止・削減反対の意見書の扱いでございますが、今の報告では、JRが今の段階では廃止や削減を発表していないので時期尚早であるということで、継続審査としたということでございますが、JRは基本的には北陸新幹線の金沢開業に準じて削減するという基本方針を、もう既に発表していると思います。私は、具体的に、どの特急を廃止するとかと、そういう具体策が決まる前に、当市議会として意見を出すということが重要だというふうに思いますが、そういう意見はなかったのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 山川知一郎議員の質問にお答えをいたします。

今、山川知一郎議員が申しましたような意見は出されませんでした。ただ、ここで時期尚早と申しますのは、あくまでもJRの方から基本的なことは言うておりますけども、具体的に、例えばサンダーバードを廃止するとか、そういった意見がないということで、委員会としては継続審査となったわけでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長（向山信博君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これをもって終結いたします。

議長（向山信博君） これから、日程第2から日程第6までの討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第2

号)について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第56号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第2号)については、各委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第57号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第57号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第58号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、議案第58号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第59号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第59号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、福井県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 陳情第2号、停止中原発の運転再開を拙速に進めず、早急に「脱原発プログラム」を策定するよう求める陳情書について討論はありませんか。

8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいまの陳情につきまして、是非採択いただくように賛成の討論をいたします。

この陳情では、原発の再稼働をしないようにということを言っておりますが、残念ながら6月15日、政府は世論の多数の反対を無視して大飯3、4号再稼働を決定いたしました。今回の決定は、まず何よりも昨年3月11日の福島原発事故の原因が究明されていない、また政府の事故調査委員会も、国会の調査委員会も、このことについては調査中であります。こういう、あれだけの大事故の原因がはっきりしていないということが第1。

第2には、野田首相は、この15日の決定で、福島のような事故は再び起こらないということを確認をしたということを言っておりますが、実際には大飯原発3、4号についての具体的な防災対策は、まだほとんどできておりません。福島事故の大きな原因となった地震、津波、これを防ぐための防潮堤のかさ上げ、また避難道路を新たに建設する問題、こういうものは計画ができていただけでありまして、実際の対策は、まだ何もできていない、これからということであります。

第3には、今まで原子力の安全を監視してきたと言われる原子力保安院とか原子力安全委員会というものが全く機能していなかった。安全神話にどっぷりとつかって、絶対大丈夫ということを繰り返して、もう国民の信頼は全く失われてしまった中で、新しい規制委員会をつくって、きちっと独立性の高いものにして規制すべきということで、先日、国会で新しい規制委員会をつくるという法律はできましたけれども、実際に、この規制委員会が機能するのは9月からと言われております。

こういうように事故原因の究明もされていない、防災対策もされていない、規制委員会もできていないと、こういう中で再稼働を決定したことは、全く許しがたいことであるというふうに考えます。

また一方で、電力がどうしても足りないということ、それから、もう一つは原発を動かさなければ嶺南地域の地域経済は、もう崩壊してしまうということがさんざん言われておりますが、これも例えば電力が足りないということについては、正確



な情報は何も国民に知らされておられません。ほとんどが関西電力の一方的な情報だけで電力不足がさんざん宣伝をされているということではないでしょうか。

こうのように、今回の再稼働の決定は、いえばごまかしとおどしによって行われたものであり、再稼働を撤回するように強く求めるものであります。

同時に、今こそ脱原発プログラムを策定をするということが極めて重要であると思います。特に原発を設計したアメリカのウェスティングハウス社は、30年を原発の耐用年数として設計をしておきまして、30年以上たった原発、それから冷却材にナトリウムを使う危険な高速増殖炉もんじゅは直ちに廃炉にすべきであります。

去年の地震を経て静岡県の浜岡原発は廃炉が決定をいたしまして、今、廃炉の作業が進められておりますが、きちんとした廃炉が決定すれば雇用不安もほとんど生まれていないと。廃炉をするにも多数の人間が必要となっております。浜岡では、ほとんど去年の地震以前の雇用状態が保たれているということでありますので、嶺南地域についても、今のようにやるのか、やらないのか、はっきりしないという状態が一番悪いというふうに思います。きちんとした脱原発プログラムを策定をし、そして原発にかわる新しい自然エネルギーへの転換、開発ということを進めていけば、雇用不安も解消されるというふうに考えます。そういう点で、是非とも、この陳情の趣旨を各委員の皆さんがご理解をいただき、採択されるように心からお願いをいたしまして、討論といたします。

議長（向山信博君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、陳情第2号を採決します。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は不採択であります。

陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号、停止中原発の運転再開を拙速に進めず、早急に「脱原発プログラム」を策定するよう求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

---

議案第61号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第7、議案第61号、工事請負契約の締結について（（仮称）あわら市生涯学習館整備工事（建築工事））を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第61号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

去る6月14日に（仮称）あわら市生涯学習館整備工事（建築工事）の条件つき

一般競争入札を執行いたしました。その結果、3億4,552万9,800円で株式会社ウエキグミ建築本部・三越建設工業株式会社（仮称）あわら市生涯学習館整備工事（建築工事）特定建設工事共同企業体が落札し、同共同企業体の代表者である株式会社ウエキグミ建築本部と仮契約を締結いたしたところであります。

本案につきましては、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規程により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております議案第61号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これから議案第61号の討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 議案第61号について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、工事請負契約の締結について（（仮称）あわら市生涯学習館整備工事（建築工事））は、原案のとおり可決されました。

---

#### 発議第4号の趣旨説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第8、発議第4号、TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対に関する意見書を議題とします。

議長（向山信博君） 本案について提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 議長のご指名がありましたので、発議第4号、TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

TPP交渉参加については、国益上守るべき具体的な内容や水準があいまいなことや国の形が変わりかねない重大な問題にもかかわらず、情報不足により国民的議論がなされていないことなどから、拙速な参加表明に慎重を求める声がこれまでも

挙がっています。

しかしながら、交渉参加への事前協議が進展しても、政府からは正確な情報が伝わってこないため、さらに不信感が高まっている。

また、本県を含め都道府県、全国の市町村議会で8割に上る交渉参加反対へ意見書が採択され、さらには、全国で1,116万人を超える交渉参加反対の署名が提出されているにもかかわらず、事実上の参加協議は極めて遺憾である。

したがって、TPP交渉への参加には反対であり、断じて認めることはできないのであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、発議第4号を採決いたします。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、発議第4号、TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対に関する意見書は、提案のとおり可決されました。

---

#### 発議第5号の趣旨説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第9、発議第5号、農業・食料の安全対策と農業の発展に向けた意見書を議題とします。

議長（向山信博君） 本案について提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 議長のご指名がありましたので、発議第5号、農業・食料の安全対策と農業の発展に向けた意見書について趣旨説明を申し上げます。

東日本大震災の影響は、いまだに多くの傷跡を残し、放射能による農産物の出荷停止や、それらに伴う風評被害などにより、今後も継続した被害が予想されており、引き続き農業・食料に対する安全対策の徹底が求められております。

さらに、本県の農業、農村、地域を守るためにも、T P P交渉参加阻止に向けた取り組みは最大の課題になっております。

よって、農業者が安全安心に営農活動を維持し、地域農業を発展していくため、特段の取り組みを求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、発議第5号を採決いたします。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、発議第5号、農業・食料の安全対策と農業の発展に向けた意見書は、提案のとおり可決されました。

---

常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（向山信博君） 日程第10、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生経済常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申

し出があります。

議長（向山信博君） お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、また梅雨時期に入りまして厳しい暑さの中、長期間にわたりましてご出務をいただきました。また、今ほどは提案いたしました各議案につきまして、それぞれお認めをいただきました。厚く御礼を申し上げます。

北陸新幹線の正式認可が延び延びになっておりますが、もう間もなくではないかというふうに期待をいたしております。恐らく次回定例会までには必ずや正式認可がおりるものと思っております。

なお、あわら市内のソフト、ハード両面を含めたまちづくりにつきましては、平成26年度末の北陸新幹線金沢暫定開業を標準といたしまして、そこに向けて、これから精いっぱい努力をしていかなければならないと思っておりますので、また議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

また、国会におきましては、あした、税と社会保障の一体改革の議案についての採決が行われるようであります。大変緊迫した状況であります。どのような結果になりましても、やはり我々は市民生活に直結する基礎的自治体として市民の福祉向上のために改革を進めておられる議会とともに努力をして参りたいというふうに決意をいたしておりますので、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

これから、まだ暑さ本格的になりますけども、どうかご健勝にて議員活動されますようにご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### 議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には長期間にわたる審査、誠にありがとうございました。そして、また妥当なる結論をいただきまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

梅雨に入っても暑い日が続いております。これからますます暑くなると思いますが、議員各位におかれましては健康に留意されまして、今後もお活躍をお祈り申し上げます。また、何かとお忙しい時期だと思っておりますが、閉会中の継続審査もでございます。よろしく願いを申し上げまして、一言、閉会に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。

---

### 閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第61回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後2時25分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員